

昭和四十年三月九日

はないか。ここで政府としましては、私はシャウブ勧告がそれではないというのはございせんけれども、もとに一べん返つてみて、国と地方とをを総合したところの財政はどうあるべきか、税はどうあるべきかということを、一つの大きな観点から見直すべき時期ではないかと思うのでございますが、これはまた大臣等にも伺つてみたいとわからないと思いますが、政務次官、どういふふうに御理解なされ、お考えなされますか。

○高橋(讀)政府委員 華山委員のお考え、すなわち御質問の御趣旨から華山委員のお考えになつておることを察するわけでありますが、国税と地方税とのあり方、それが兩者ばらばらにおのおのの立場、立場だけで考へてもその制度であつてはならないというお考へはもとでもであると存じます。その意味におきまして、政府といたしましても、たとえば地方制度調査会等におきましても、事務配分の問題、その財源、ことに税源の問題等においても検討を願つておりますし、そのほか税制調査会等においてもいろいろと国税と地方税との

○華山委員　私は、ただいま政務次官のおっしゃったことにつきましては満足いたしました。それは、いま政府は思い切って地方と国とはいかなる関係に行政でつながるべきかどうか、それに伴うところの税はいかにあるべきかということ、を、ほんとうに反省してやってみなければいけない時期だと思えます。それで、ただいま政務次官は

地方制度調査会のことを言われましたけれども、私はあの組織ではできないと思う。これは私の独断ではございません。臨時行政調査会の意見の中にも、現在の調査会でこれを解決できる調査会はないと書いてあるのであります。現在の行政に関する調査会、それから税に関する調査会、この間には何らの連絡もない。これを総合したところの大きい調査会が大局に立って、そしてシャープ報告、このよしあしは別といたしまして、その当時に立てられたところの体系、そういうものがござらざるに刻まれちゃって、なわはほごれてしまっている。これをもう一べんなえ合わせなければいけないのじゃないか。私はその点を痛感いたしますので、その点についてひとつ十分な御配慮をお願いしたいと思うのですが、大臣にもお伺いしなければいけないことでもありますし、さらに総理大臣にもお伺いしなければいけないことでもあります。政務次官からも一言だけ、私の申し上げることがおわかりになったのかどうか、ひとつおっしゃってください。

○高橋(禎)政府委員 お話のように、調査会のあり方等につきましましていろいろの批判もあるかと存じます。したがって、現在あります調査会の検討等につきましても、どこまでも総合的に検討して結論を出すという行き方、さらにまた、場合によりましては総合された立場での機関をどうするかというような問題もあるかと存じますので、それらについては将来 私といたしましてはお話のございましたような御趣旨は十分わかっておるつもりでございますが、総合的に結論を出し得るような方向に向かって十分検討、努力いたさなければならぬ、このように考えておるわけでありませう。

○華山委員 私の申し上げることに誤解があるといけませんから申し上げておきますが、私は地方制度調査会を批判いたしておるものじゃございません。ああいう調査会では困るのじゃないかということを言っておるのじゃない。現在の地方制度調査会、あるいは税制調査会だけで、これで国と

地方との財政のあり方、仕事の分野というものがきめられないのではないか。この上に立つといつてはことばが悪いかもしれませんが、これをあわせて融合した、一本の機関というものが必要なのではありませんか。それで、これに該当するのが臨時行政調査会であったはずでございまずけれども、臨時行政調査会の答申というものは、これを尊重なさるとはいわれておりますけれども、はたしてどうなのか、私はさらに臨時行政調査会よりもっと深く一本にしぼったところの地方と国とのあり方、これを総合して研究するような機関、そういうものが私は必要ではないかと思ひます。これに関連いたしまして、こういう点からもあるいは出発しているのではないかと思ひますが、新聞等で見たのでございまずけれども、昨年の秋でございまずか、自治省の当局から大体二千六百億程度でしたかの国税を地方税に移管すべきである。移管したほうがいいのではないかと申しますか、何かそういう案をお考へになつてゐるように新聞等で見えますけれども、それにつきまして、どういうふうなことが、当局のお話を伺いたいと思ひます。

○細郷政府委員 税制調査会は御承知のように、基本的には現在の社会、経済の情勢に合った国、地方を通ずる税制はどうあるべきか、そうして、その際に国民の負担し得る租税の限度はどの程度であるか、まあいわばそういう角度から国税あるいは地方税についての議論を進めておるわけですが、その議論の中におきましても、現状の国、地方の税制の体系上は、なお地方の税制を強化していくべきではなからうか、そういう方向は強く出ておるのであります。その場合に、地方の税制をもっと強化充実していくにはどういう方法があるか。国民にさらに税負担を求めて新たに強化していくのか、あるいは現行程度の租税負担の範囲でこれを求めていくのか、そこいらが税制調査会のあり方の基本にも関連する問題であったわけでありまして、税制調査会はいろいろ国民の租税負担の限度につきましては、かなりの時間を費やして議論をいたしました。その結果といたしま

しては、おおむね現行程度の国民の租税負担、具体には租税負担の現度を数字で示すことなく、毎年現在の税体系上生じます自然増収の措置をどの程度減税に振り向け、どの程度行政経費に振り向けるかというようなことについての考え方をまとめたわけであります。その際に、地方の税制を強化するにあたって、そういった基本的な租税負担の限度の上に立つて、これをやろうといたしますと、どうしても国税を地方税に分けていかなければならない。分けていくにあたって、それでは国の財源がそれだけ減りますので、その部分をどういう国の経費から落としていけばいいのかというような議論になりました。税制を国、地方の間で分ける場合には、やはり国と地方の間の財税制、こういうものの、あるいは行政事務の制度、こういうものを検討すべきであらう、こういうような方向が出ておるのであります。その場合に、ただそれだけでは議論が具体に進まないわけであります。私どもは議論をさらに具体に進めていただきたいという意味において、いまお話のような二千八百億の国から地方へ移譲をする試案を出したわけであります。その考え方は、現在におきます地方財政に占めます地方税の割合が、昨年の財政計画で見ますと四〇％、せめてこれを五割にするにはどのくらい地方税が要るかといえますと、それがおおむね二千八百億になるわけであります。そこで一つの議論の進め方として、財政計画上地方税収入を、地方財政中に占める収入の割合をおおむね五割にするためには、どうしたらよろしいかということで、二千八百億の中身といたしまして、所得税から所得割への移譲、法人税から法人税割への移譲並びにたばこ専売益金からたばこ消費税への移譲といったようなことで二千八百億の案を考えただけであります。ただその場合に、二千八百億移すにあたっては、国の歳出がそれだけ切られなければならぬ。それには何が考えられるかといえますと、昨年の計画でまいますと、約八千六百億に及びます国から地方への国庫補助負担金が歳出されておるわけであります。これにつ

いては別途補助金合理化審議会においても補助金の整理あるいは統合、能率化といったような議論が出ておりますので、補助金を切つても、そういう措置を考へることは検討に値する考へではないか、こういうようなことで試案を出したわけでありまして、その試案につきましては、審議を進めていただくための全くのたき台だけでございまして、どういふ補助金をどう切るかといったような問題、あるいは別途行政事務の配分をどうするかといったような問題もあり、かたがた時間的なこともございまして、税制調査会としては、その試案をさらに深く掘り下げるまでの時間を待たなかつたわけでありまして、税制調査会の立場として国民の租税負担を考へるならば、地方税を増強する方途としては、そういった方向にいかざるを得ないだろうという方向で、なお今後の審議検討をするよう答申が出されておる、こういうような次第であります。

○華山委員 最後の点でございしますが、私まだ勉強が足りなくて恐縮でございしますが、私ども、さらにその点を審議検討するようにということで、一応軌道に乗った考え方ではあるものでございしますね。

○細郷政府委員 いままで地方税を増強せよといつて、抽象的にいろいろ議論されたことはございします。抽象的にはほとんどの委員の方も方向としてこれを承認しておられたわけでありまして、やはり具体的に、それではどうなるかということの審議が次の段階として残っているのではないかと、その試案として出したわけではございませんので、その限りにおきましては、今後具体的に進める一つの方向が出た、こういうふうな私どもは了解をいたしております。

○華山委員 私の申し上げますことは、そういうふうな方向が出たのでございしますから、その方向によりまして——これはいろいろ調査会がございします。地方制度調査会もございしますし、いろいろ調査会がございしますが、その方向に従つてこれらの調査会を一九とした大きな調査を進めて

いただきたい。こういうことを強くお願いをいたしたいと思ひます。

それで、いま補助金のお話が出ましたが、私は地方税と補助金、これが今後どうなるか、これが一つのポイントだと思ひつてございします。この補助金が今日いろいろな点でめちやくちやになつてゐる。やるべき筋のものでない補助金を与へまして、また地方自体も反省する点があるのでございしますけれども、何もかも中央からすめられればそれをやってみる。私はものを言うのにたいへん苦しいのでございしますけれども、また、いろいろこの国の補助制度というものを利用いたしまして政治運動を展開する、陳情の大部分は、借金をすることと補助金をもらうことに限られてゐる。そういうふうなことで、ボスということばは悪いかもしれませんが、ボス政治の悪い方面への発展、そういうものと補助金制度が結びついて、そして補助金というものが全くだらしないような状態になつてきてゐる。そういうふうな点が一から申しますと政治を乱す根源ではないのか、私にはそういうふうな思ひがわく。いつかここで小林さんでございしたかどなたかがそれを取り上げて、新潟には何々橋、何々道、何々幼稚園というふうな、政治家の名前を冠したものがたくさんあるとおっしゃいましたけれども、みな補助金の悪用から出てゐるのです。私はこれは政治家も地方も国もやはり姿勢を正して、そしてつりばな補助金制度に持つていかないと非常に困るのではないかと、政治が乱れるのではないかと、そういうふうな気持ちがいりますが、その点につきまして政務次官はどういふお考えを平生の問題について持つていらつしやいますか。

○高橋(禎)政府委員 いまお話しした補助金制度について考へてみましても、やはり制度の出発点では非常にりつぱな理想を持つていたに相違ないものであります。また現在の制度も、制度そのものはその精神においてやはり実情に即したりつばな目的があると思ひつてあります。ただ、その制度が悪用されてはならないのでありまして、私どもと

いたしましてはでき得る限りその制度を、まあいわけば善用していくということに努力してまいらなければならぬわけでありまして、こういう心がまえて、地方公共団体等においてもいわゆる現存の制度をどこまでも生かしていく、善用していくという方向に向かつて助言し、指導してまいらうという心がけておるわけではございまして、将来も制度を、ほんとうの意味において生かしていくということに十分努力いたさなければならぬと存じます。また制度も心ずしも完全無欠でない点が見出されましたときには、これをまた順次改めてまいらう、こういうふうないたさなければならぬと思つておるようなわけではございします。

○華山委員 いろいろな原因からでもございしますけれども、この補助金制度の今日問題になつております一番悪い点は、超過負担の問題でございします。これはもう多年言われてきたところでございしますし、昨年私が、超過負担の問題は非常に大きな問題だと思ひつて、どのくらいになるだろうかと、いうことを自治当局にお尋ねしたところが、明白な調査はないけれども、大体五百億程度であるというところをお話しました。お願いいたしまして、今日配付されたところの超過負担の推計の表を見ますと、八百六十三億になつております。これはたいへんな大きな問題でございします。八百六十三億というふうなことが出ておりますけれども、このまま受け取つていいのかどうか、これにつきまして御説明でもありますれば、調査されました当局から御説明をお願いします。

○柴田政府委員 お手元にお配りいたしております推計の資料はまさに推計でございまして、実は私どもも超過負担の問題を非常に心配をいたしまして、昭和三十八年度の決算状況につきまして、ちょうど昨年の春ごろから秋ごろまでにかかりまして、府県は悉皆、市町村は抜き取り調査をいたしました。その結果、おもな項目について超過負担率というものが出てまいりました。その超過負担率を三十九年度の事業費、これは財政計画上の事業費でございしますが、この財政計画上の事業費

に對しまして乗じまして推計したものがこの数字でございします。したがしまして、その後におきまして国の予算、地方の予算の執行状況等によりまして是正せられたものはこれには含まれていないわけではございします。つまり三十八年度の超過負担の状況はそのまま續いておるといふ前提のもとにおきまして三十九年度の推計でございします。

その左側に書いてあります六百七十億というのが一般会計に属するものでございまして、地方財政計画と関連を持つものでございします。

それから4と書いてありますのは特別会計でございまして、統計関係、国民年金の、これは委託事務費でございします。国民健康保険は団体の委任事務でございします。それから下水道終末処理関係は華公営企業でございします。これは別に財政計画のワケ外でございします。この二つに掲げたわけではございします。八百六十三億円という推計は、以上申し上げましたような前提でもつて計算をしたものの積み上げでございします。

財政計画なりあるいはこれに関連する財政運営上の問題といたしましては、とりあへずはその左側の欄の六百七十億というものが問題になるわけではございします。そこに補助職員と書いてありますが、保健所運営、農業改良普及事業、この二つは人件費でございします。職業訓練と書いてありますが、これも主として人件費でございします。それから普通建設の中の警察施設、これはいわゆる警察署の建築その他のものでございします。公営住宅と文教施設、これは主として敷地買収関係その他のものでございします。清掃も同じでございします。大体そのような前提で推計して六百七十億という数字が出てまいりました。

ただ、昭和三十九年、四十年、そのあたりにおきましては国庫当局におきましては相当のものが是正を努力をされておりますし、執行面におきましてはいろいろ是正改善されておる面があるかと思ひつてありますが、それらの点はこの表には含まれていないのでございします。

台所の仕事をやる。そういうふうな本質は失われ
てしまつておるのではないか、失われるのではな
いか、そういうことに對して政府が細心の注意を
払つていないのではないか、私はこういうふう
に思います。道路五カ年計画とか治山治水五カ年計
画とかこれはけっこうなことだと思ひますけれど
も、それに単独事業の分まで加えて、そして何千
万だ、何億だというふうなものは、これは選挙運

動にはいいでしょう。私はこういうやり方はひどいと思います。ことに港湾五カ年計画なんというところで、単独事業というのはどういふものがあるのですか、伺いたい。

○柴田政府委員 お話の点は、現在の財政計画の中でも一つの問題点でございます。しかし、従来は、単独事業につきまして何もかも、みそもくも一緒にして組んでおったのでありますけれども、これではやはり地方の計画的な事業執行がむずかしいからということで、ある程度関係各省の立てました計画にのっとりながら、単独事業の計画化と申しますか、そういう観点から、本年、昭和四十年度におきましては、単独事業の中心につきまして多少ともこれを計画的なものに直してあるわけでございます。

それで、次に問題になりますのは、いまおっしゃいましたような、これで一体必要な単独事業が盛り込まれておるかどうかという問題が問題になるわけでございます。ただ、そういう意味合いからいいますならば、各省でお立てになりましたそれぞれの五カ年計画なるものの中の単独事業の扱いというものは、御指摘のように問題がないことではないのでございます。しかし、各省の事業執行責任者といましては、単独事業のさつまなものに至るまで、これが入っている、入っていない、やってくれる、やってくれないというようない議論はないわけでございます。またそれはどの指図はいたしておられないようであります。またそうあるべきだと私は思うのでございます。問題は、補助事業の間に占める単独事業の地位と申しますか、位置ということから考えましたならば、やはりこの間にある程度の単独事業をもつて、これが補助事業とその団体の持つ施設の総合整備計画というものの接合剤になるわけでございますので、そういう意味合いにおいて、この単独事業というものを有機的に結びつけていくという作業をやっていないかなければならない。これがことは手始めであつたわけでございますが、今後とも実は充実してまいりつゝおるわけでございます。

お尋ねの港湾事業等につきましても、たとえば補助事業に至らないようなごく小さな改良事業、たとえばはんのちよつとした堤防を改良するとか、あるいは防波堤をどうするといったような問題は、ごくわずかでございませうけれども、単独事業として行なわれておる事例はございますので、そういう意味合いから五カ年計画の中にも組み入れられておりますし、地方財政計画の単独事業の中にもそういう意味合いでその部分を取り入れたわけでございます。

○華山委員 実は、御迷惑かもしれませんが、ちよつとここで聞きたいことがあるのです。わかり切ったことだと思つてございませうけれども、この道路五カ年計画をとりますと、五兆一千億でございます。五兆一千億のうち八千億は単独事業ということになっておる。それで八千億の単独事業ということになりますと、これが富裕な地方はどうか知りませんが、財政貧弱な府県ではどういふやれるものじゃない。具体的に申しますと、山形県は大体全国の一割と考へていいわけなんです。八千億の一割といたしますと八十億。八十億の五カ年計画と申しますと、年平均十五、六億になるわけなんです。道路の単独事業が十五、六億というのは、山形県にとっては夢のようなんです。実際問題として、昨年あたりは四億か五億あつたかどうかなんです。まあそれはそれといたしまして、これは問題でございますが、そういうふうなことを言いました際に、自民党のある代議士さんがこういうことを言われた。いや八千億というところの中には、直轄事業の負担金であるとか、あるいは補助事業の地方の負担する部分であるとか、そういうものを全部包合しているんだ、こういうふうな、私には全くわけのわからぬことを、その地方では土木行政の神さまのようになつておる人が言っているのですが、私の言つたことがうそなんですか、その方のほうがほんとうなんですか、ちよつとここで公式に伺つておきたい。

かと思ひますが、八千億というのはさうな国庫補助事業並びに国の直轄事業に関連する地元負担というものは一切含まれておりません。純粹の単独で地方団体がやる分でございます。

○華山委員 私は、当然なことでは、まことに御迷惑なことをお聞きしたと思つてございませうが、その代議士さんは、いや、おれが立案したのだから間違いないといふことをみんなに言つた。まことにこっちはチンピラなものですから、私がうそを言つたように思われまうから、その点御迷惑だと思ひますが、お聞きしておいたわけです。それからちよつと伺ひますが、この超過負担がございませうが、この中で自治省として非常にこれは著しいものだといふふうにお考えになるのはどの点でございませうか。

○柴田政府委員 私どもは、4の問題は別といたしまして、1、2、3の問題を含めて申し上げますならば、一つはやはり人件費の問題でございませう。人件費の補助をどのような形でもつて是正をしていくかという問題、それは地方の側からいいますならば、まともな単価でまともな対象をつかまえて補助金を出してもらいたい、国の側にいいますれば、地方が適当な人を連れてきて、そして仕事をさす場合に、そのすべてについて補助の対象になるかといふことを言うわけにいかぬじゃないか、こういうことになる。そこで人件費の補助負担金といふものを一体どのような形で扱つていったらいいのか、義務教育職員費については実績負担でございませうが、これは問題はございませう。その他一般のことにあります保健所と農業改良普及員、この二つの問題についてどのよう補助職員といふものを考へていったらいいかというところが一つの問題点だらうと思ひます。国の立場からも議論のあるところでありまして、地方の側からいいますならば、実際に仕事をさしておられますので、そういうふうで始末されると困つてしまふ、それをどのように将来持つていくかという方向を早く見定めることが必要であらうかというのが一点。それから施設費の問題につきまして

は、住宅費とか文教施設ということになってまいりますと、敷地買収費用をどうするか、という問題、これは実際は地方債でもつてある程度のは見てまいつております。しかしそれでいいものかどうか、補助対象として敷地買収費を入れるべきなのか、入れるべからざるものなのかといったような問題。それから単価の問題になってまいりますと、たとえば構造比率といふものをどう見るか、つまり学校といったようなものは、もう今日鉄筋でもつて建てるといふのが建築であつて、木造と鉄筋の比率を現在のような比率にしていくのがいいのかどうかといふところの問題だらうと思ひつてございませう。問題は、地方の立場からいひましたならば、同じつくるならばやっぱりなもの、こういう立場から、木造の補助金ももらつておりまして、もういふに鉄筋にしてしまふといふことがあるわけでございませう、そこに超過負担という問題がより拡大された形で出てくる、こういう問題があるわけでございませう。そういうものをどう指導していったらいいかという問題もここにひそむわけでございませう。大きくいいますならば、4に掲げておりますのは委託費であります。委託費については、委託する以上は委託された仕事ができるように委託費を出してもらふのが筋だらうと私は思つてございませうけれども、1、2の問題につきましては、そういう意味合いから、地方側の要望と国側の立場、この間の調整というものがある。毎年のいろいろな議論になりながら、なかなかそれが調整ができていない。したがつて、それが地方負担という問題になつて出ている。国にも反省すべき点がないとはいへない。その辺をどのように調整していくかといふところに将来の進路を見出していかねばならぬだらうといふふうな私どもは考へておるわけでございませう。こういう観点から、常に予算折衝の時期になりますと、関係各省に是正方を願ひしてまいつておるわけでございませう。

昭和四十年三月九日

○華山委員　とにかく現実にかういうふうな超過負担ということが非常に大きな問題になっております。ことにいままであまりなかったと思うのでございますが、自治省がかういう推計をなすつた。それも府県についてはすべての悉皆調査をなすつてある。市町村につきましては、標本的な調査をなすつて、とにかく実地に基ついてなすつた数字がここに出てきているわけでございます。かういふ問題を契機といたしまして、私は今後超過負担の問題が大きな問題になるだろうと思うのでございます。

これについて伺いますが、大蔵省のほうでは、
 どういうわけでこの超過負担ということが生ずる
 のであらうか。自分のほうの単価を設定する際に
 ついては、何ら考えるところはないのだ。地方が
 ぜいたくをするからこういうことが起きるのだ、
 こういうふうにお考えになるのか、あるいは自分
 のほうは、単価はこれでは十分ではないと思うの
 であるけれども、各省が個所あるいは人数をふや
 せふやせというものだから、総額だけを押えて、
 それを件数などで割るから単価が低くなるという
 ふうにお考えなのかどうか、そういう点、なぜ超
 過負担ということが、大蔵省の単価という問題か
 ら関連して生じてくるのか、その原因を大蔵省か
 らお伺いしたい。

○平井説明員　先生ただいま御指摘にもなりまして、たように、また柴田財政局長から先ほどるる御指摘がございましたように、率直に申しまして超過負担の生ずる厚因は種々多岐にわたっているわけでございます。これ一つでその原因になるというふうなものはございません。ただ国の予算のたてまえたしましては、補助金の考え方は、あくまでもその補助事務が標準的な職員によって、標準的な能率をもって執行される、あるいは住宅ないしは公共事業等の場合におきましても、標準的な単価によって、標準的な規模のものがつくられる。こういう前提で予算を考えるというのが基本でございます。

したが、いまして各地方の物価差であるとか、あ

るいは先ほど申された構造比の問題であるとかい
う点からして、地方の公共団体の実際にかつた
経費と、現実の予算単価との間には差が生じてく
るのも、ある程度はやむを得ないところがあろう
かと思っております。また人件費の問題につきま
しても、国の場合におきましては大体この程度の
職員、たとえば六等級の五号なら五号というも
のを前提にして職員単価を考えまして、補助単価
をきめるわけでございますが、それが現実にはかな
り高年配の方で俸給等の高い方が従事される場合
もございます。またその給与ベース等をとりまし
ても、府県等の場合におきましては、国の職員を
上回っている場合等もございます。したがいまし
てそういった点を考えますと、現実の問題として、
すべての地方公共団体が満足するような形で、
補助単価の問題を解決するということは、い
かなる制度を考えましても、率直に申し上げて不
可能に近いということになろうかと思ひます。

ただ御指摘のように、国の補助単価自体が、それじゃ一〇〇%間違いのないものであるかということについては、これは必ずしも私ども過去の経緯から徴しまして、間違いのないものであったと言ひ切る自信はございません。ただ御承知のように、国の財政規模もきわめて窮屈な点もございまして、過去の経緯から見て必ずしも十分でないものについては、財政の許す範囲において、毎年度単価は正をはかつていく次第でございまして、本年度におきましても、御指摘のあったような諸施設については、かなり物価騰貴率を上回るような是正を行なっておるといふような経緯もございします。したがいまして国としては、先ほど申し上げたような基本的な立場に立ちながら、できるだけの是正をはかつてまいる、こういう考え方をとっているわけでございます。

○華山委員 私は、そうだったならばこんなに超過負担が出るわけないと思う。例外的にそういうものを生ずる場合がある、あるいは地方が標準以上のものを意識してやるために生ずるものがある。これは地方の責任ですから別といたしまし

て、そうでないのに五百億もの差が生ずるということとは、大蔵省の言うような主義、原則をとるならば、私は出るはずはないと思う。どういうわけか、こういうものが出るか、どこにそういうものが出る欠陥があるのか。大蔵省がこういうふうな査定をしているにもかかわらず、なお超過負担が出るのは何であらうかということについて、六百七十億ですか、この中には地方が標準以上のものをやったものも含んでいるでしょうから、まあ五百億でもいい、人件費等につきましては、ぜいたくな人の使い方はしていませんからこれは別といたしまして、あなたの言われるとおりでなおかつ出るといふのはどういうわけなのでしょう。何かそこにあるのじゃないでしょうか。私はわからない。大蔵省は、こういうものが出てくるのは変であって、出てこないのがあたりまえだ、こういうふうにお考えでございますか。

○平井説明員 先ほど私御説明申し上げましたように、大蔵省の場合は標準的な単価を前提にして議論しているわけでございますが、現実の問題として、標準的な単価によらないで事業が執行される場合もございます。それから好ましくないことではございませんが、先生先ほど御指摘になったように、各省の場合において全体として員数をかせぐために結果的に補助が十分に行き渡らないようなケースが出てくることは皆無ではないかもしれません。ただ五百億という数字も、実はそうであろうと自治省はおっしゃるわけですが、率直に申し上げて、この数字も腰だめでありうといわざるを得ないわけでございまして、この六百七十億の中で、それぐらいいはほんとうの超過負担であって、いわゆるデラックスでないものになるという議論も私どもとしては抽象的にはわかりますけれども、現実的な数字として五百億あるということは、まだ必ずしも納得をしておらないところでございます。もちろんそれでは逆に超過負担がゼロであるかということになれば、これは私ども必ずしもゼロであるとは考えておりません。したがって先ほど御説明を申し上げま

したように、四十年度予算におきましては、そういった単価は正等をはかりまして、今後においてできるだけこういった超過負担を生じないように努力をしているというわけでございます。

○華山委員 私、それでは伺いますけれども、各論的なことはあとで伺うつもりでございますが、一つの例として学校の建設費について、これは文部省の責任が大蔵省の責任かわかりませんが、大蔵省にお聞きいたします。頭から二割だけ天引きするというのはどういうことでしょうか。

○小田村説明員 お答えいたします。

二割天引きするというものではございませんので、計画を立てまして申請がございました学校建築につきましては、文部省で配分をいたすわけでございますが、その配分の際に単価及び基準面積を査定いたしまして配分いたします。その際に一割天引きいたしますが、これは実際の建築が場合によっては安くなることもある。そういう場合に補助金を返還させるという手数を省くための便宜的な方法でございます。いま先生のおっしゃいました二割というのは、起債措置によりまして国庫補助によります計画の二割を一応起債計画の中に含めておるということをおっしゃったものと考えるわけでございますが、各地方公共団体におきましては、国庫補助以外にも単独で事業をなさるところがあるわけでございます。そういうものにつきまして二割の起債措置を計画として組んでおるということでございまして、二割天引きするということのような考えではないわけでございます。

○華山委員　天引きということばは悪いかもしれ
ませんけれども、たとえここに勘定しやすいい
うに一千万円の学校——これの基準単価は別にい
たしまして、一千万円の学校という場合に、二分
の一の補助ですから五百万円をお出しになるので
すか。

○小田村説明員 一千万円の場合に、これは文部省の実行上の資金配分であります。一千万円で基準面積どおりの建築が予算単価によってできる、こういう場合には、それに九割をいたします。

して、九〇％で割り当てておるといふことでござい
ます。

○華山委員 それはどういふことなんですか、九
〇％というのは。

○小田村説明員 これはむしろ文部省からお答え
になったほうがいいかと思いますが、予算の実行
上の問題といたしまして、かりにその配分額以下
で建築が完了した場合には、その差額につきまし
て補助金を返還をさせなければいけないわけであ
ります。ところが、その辺の実態は必ずしも明ら
かでないで、一応一律に九割をかけ
て、その辺の手数を省いておるといふふうに私は
存じております。

○華山委員 文部省に伺いますが、昨年私がお聞
きしたときには、八割といふことをおっしゃいま
したが、ことは九割になったのでございませう。

○岩田説明員 お答えいたします。

華山委員のおっしゃいました八割と申しますのは、
こういふことであるかと思ひます。これは長期
計画上の問題でございまして、文部省が長期に
わたって学校建築の必要量を測定いたします。そ
の場合に財源措置としてどういふぐあいにする
か。従来、三十八年度までは七、三の割りであつ
たのでありますが、三十九年度八、二の割合はい
たしてあります。それは、八割を国庫負担対象事
業とする、二割は起債の対象とするというふうな
財源区分を行ないまして、長期にわたる計画を立
てておるわけでありまして、でございまして、この
八割と申しますのは、個々の執行上の問題とは直
接の関連はないわけにございまして、実際には八
割以上でやっております、三十九年以降の実施
につきましては九〇％の計画坪数に対する充足率
をもつて執行いたしております。今年度も大体そ
の割りで執行するつもりでありますが、では一割
はどうなるかといふことになるかと思ひますが、
これにつきましては、いま主計官の話がありまし
たように、これはあらかじめ配付するワツの問題
でございまして、実際執行してみますと、

市町村のほうで計画を変更したり、あるいは実施
単価が安かったといふような問題がありまして、
一ぱい一ぱいに配付いたしますと、あとでまた
補助金の返還という非常にやっかいな問題を生
ずるおそれが多分にございまして、そういうこと
でございまして、若干その間に幅を設けておか
なければならぬ、それが一割がいいか、私どもと
いたしましては九〇％の充足率はさらに高めてい
きたいと思つております。さらに差を小さくし
て、できるだけ超過負担の原因にならないように
持つていきたい。しかし、その一割分も十分起債
をもつてカバーするといふたてまえにはなつてお
るわけでありまして、できれば補助対象とし
てこのワツを詰めていきたいと考えております。

○華山委員 文部省は、去年おっしゃったことと
違います。去年私がこの点をお聞きしたところ
が、大体いままで一割や二割は地元で寄付金を集
めて、いろいろなところで間に合のだらう、そういうこ
とで、いろいろなところで学校をたくさん建てさ
せたいから一割、二割は引いて、去年
はこう答弁をなさつた。ことは、何か市町村と
の間には不信があつて、金を取り戻すときに困るか
ら初めから一割をこえて足してやるのですか。
一割引いたのだけれども、実際さうでなかつた
とときにまた一割をこえて足してやるのですか。

○岩田説明員 最初から計画をもつて配付して
おりますので、あとから単価差が非常に開いたよう
な場合に補正をするといふようなことも問々あり
ますけれども、原則としてはあとから追加するとい
うようなことはいたしてはおりません。それから
寄付金を当てにして補助金を配付するといふような
ことは全くやっております。ただ、その一割が適
当かどうかといふ問題はいろいろ議論があると思
ひますが、今後この差はできるだけ縮めて充足率
を高くしていきたい、かように申し上げたわけ
でございまして。

○華山委員 なおその点私には了解できませんけ
れども、全くおかしいことをやる。超過負担とい
うような問題が起る原因は、そういうようなところ
になるのじゃないですか。学校建設に一割違つ
ただけでも相当な額ですよ。それから、少し各論
的になりましたが、大蔵省のほうに伺います。公
務員住宅の一坪の単価は幾らでございませうか。

○安井委員 私いまの妙な話を伺つていたので
すけれども、文部省のいまの作業はずつと以前か
ら続いてやつておるのですか。いつころからで
す。ずつと以前からこの一割といふことでやつ
ていたわけですか。

○岩田説明員 この差の問題は、公立文教施設補
助制度の発足いたしました前後でございまして、
ずつと続いておりました。発足当時からございま
して、計画上では、三十八年度までは、全体計画
坪数に対して七割を国庫補助の対象にし、三
割分については起債の対象にするといふことで執
行しております。でございまして、実際執行
上は、その当時は補助金としましては大体八割以
下の充足率であつたかと思ひます。ですが、三十
九年、本年度、それから来年度もそうでございま
すが、大体九〇％の充足率でいきたい、かように
考えております。

○安井委員 これはだれにお聞きしたいのか、
自治省ですか、いまの文部省がやつておられるよ
うなこういう例はほかにもたくさんあるのですか。

○柴田政府委員 学校につきましてはいろいろ問
題がございまして、あまりほかには私は聞いてお
りません。

○安井委員 たしかことし単価が変わりました
ね。ことは幾らになつたわけですか。

○岩田説明員 鉄筋を例にとりますと、小中学校
の校舎で七万八千九百円でございまして、

○安井委員 そうしますと、私いまの華山さんと
の問答を聞いておられますと、七万八千何がしとい
うのは、文部省としては自信がないといふことで
すか。つまりその一割落として正しいといふ御判

断なのか。何のために七万八千とおきめになつて
いるのか。それは初めから一割落としてを目標
にしておきめになつておるのでしょうか。その辺
がどうしてもわからないのです。

○岩田説明員 ただいまの一割の話は単価の問題
でございせん。これは補助の坪数として、ど
の程度を国庫補助事業として認定をするかとい
ふ問題でございまして。

○安井委員 結局事業量というのは、単価に坪数
をかけたものでしょう。だとすれば、単価から一
割落としたのか、坪数から一割落としたのか、結局両
方の問題になつてくると思ふのです。だから、そ
れについて自信がないからそういうことになつて
いるのか、それともこれは大蔵省の指導方針とし
ておやりなのですか。

○岩田説明員 一割は自信がないからといふわけ
ではございせん。で、国庫補助事業としてどの程
度を認定するかといふ坪数の問題でございまし
て、総体の経費から見れば、一割を補助対象から
起債のほうに移すといふことは、それだけ補助金
が相対的に減るわけにございまして、基本的
な考え方、単価を落とすといふような思想は
持つていないわけにございまして。

○安井委員 いずれにしても、その一割落とした
額よりもさらにもつと安くできたところには返還
させるのでしよう。それからそれよりも上になつ
たところにはやらないわけにしよう。どうなん
ですか。

○岩田説明員 そちら辺のところは実質上の運用
の問題になりますけれども、これは最後の決算
の時期にあらわれてくる問題でございまして、
で、資格坪数の範囲内であれば、その間の坪数と
の関係、あるいは単価の関係で調整することはあ
りますけれども、実際の実施単価が補助単価より
も下回るような場合は、やはり還元してもらふとい
うようなこともあり得ます。

○安井委員 いまの補助金適正化等の法律から
言つても、基準単価よりも余つたら、これはよけ
いにはかに使うわけにはいかないでしよう。自治

体は戻さなければならぬのでしよう。しかし、それより上のものについては国はやらぬ。これじゃ私はどうしてもおかしいと思うのです。それじゃあなたはそういうふうに言われるなら、過去三年間くらいにおける資料をひとつ御提出願いたいと思います。基準単価がどうで、現実とそれより上についている事例と、それから、それより下についている事例、つまり基準と実際の事例について、これはいま御質問が続きますから、その資料を御提出願いたい、さらにこれはまた機会を見て論議したいと思ひます。

○細谷委員 関連して質問しますけれども、だんだんこういう超過負担については是正する方向をとっているんだと言いますけれども、いま毎年ベースアップがあるのですが、同じ仕事で前の年より補助単価が減っているという例を御存じですか。

○柴田政府委員 私は存じません。

○細谷委員 農林省のほうで、農業改良普及員の問題につきまして、補助単価が前年より、毎年毎年ベースアップがあるのに、減つておるといふ例を御存じであるかどうか、お聞きします。

○原説明員 先ほど来質疑がございましたように、私のほうの補助職員がかなりの数に達しておりますので、地方財政上いろいろごやっかいなことを申し上げておりますが、四十年度の予算措置といたしましては、ただいまの御指摘の点、私ちょっと心当たりがございませんが、御案内のように、農業につきましては次第に技術が高度化してまいりますし、いろいろやっかいな問題、あるいは事業といたしまして、構造改善事業その他が急速に展開してまいっておりますので、それにふさわしい職員を設置していただきたいというふうな観点からいたしまして、現地で働いております普及員につきましては、先ほど来大蔵省からも御説明がございましたように、補助基準等につきまして、一挙にはなかなか適材も得られませんが、逐次これを改善し、増額してまいるといふことで大蔵省の御承認を得、国会に予算の御審

議をお願いしてあるような状況でございます。具体的に先生御指摘のような補助単価が昨年よりも下がっておりますというところは、ちょっと私わかりかねるのでございます。

○細谷委員 こういう問題はマクロの質問ではないけれども、少しミクロで質問していいのです。そういうことをおっしゃいますが、指示人員、指示職員数というのは同じであつて、私はこれはある県の数字を申し上げておるのですが、総事業費もふえておる。ところが、補助基本額というのには逆に減つておるのです。そういう例はございませんか。

○原説明員 ただいま御指摘の県が何県か私も存じませんが、私の感じますところでは、対象の補助職員が非常に更迭いたしましたので、たとえば年配の方が非常に若くなつたというような実情がございませぬければ、さうなことは私はちょっとないんじやないかと思ひます。

○細谷委員 これはいいということでありまして、あつたらたいへんですが、事実はあるのです。ちよつと古いのですが、ある県で三十七年と八年と比べますと、三十七年は農業改良普及員の職員費が二十七万六千二百二十円だったものが、三十八年は二十六万一千六十円に逆に減つておるのです。これは指示人員は三百七十八名で変わらなぬのです。また事業費は一億七千五百万から二億三千九百万になつておる。補助対象の基本額はどうかというところ、一億四百万がその翌年度になりますと九千八百万に減つておるのです。こういうところ、いくら法律を直そうと、法定の補助率をきめようと、適当にやつておるといふ形はつきり出てくるわけですから、私には財政局長さんにお尋ねしたいのだが、こういうことは自治省はおつかみになつておるのでしょうか。四十年度はそういうことではないのでしょうか。四十年度は実績が出ておるからわかりませんが、こういうことが各所に出てきておる。ほかの例もありまして、いま農業改良普及員の職員費あるいは事業費について申し上げたが、毎年毎年ベースアップ

があるのに、その翌年になると御都合主義で、予算のワケ内でございまいしょうが、基本額を減らしている。こんなことは絶対あり得ないですよ。お医者さんを一例にとると、六十二万円で雇ひなさいというのが三十九年度の単価です。六十二万円でお医者さんを雇へるなら地方団体は一つも苦勞しません。実績は百二十万とか百三十万とか、そういうことなんです。そういうような問題は別としても、非常識なんです。前年より基本単価が下がつておる。これは自治省御存じか。これについて先ほどのマクロのお答えでは、財政局長の決意はたいへんけっこうで私も同感ですが、具体的にこういう問題は是正されませんと、ミクロの問題が解決しませんが全体が解決せぬわけですから、積算されますと依然として、八百億という交付税をちよつと上げて、自慢しておつたとたんに、それ以上の超過負担ということが、法律が無視されて起つておるという現状です。これについて財政局長の御見解、決意を伺いたい。

○柴田政府委員 私らの経験から言いますと、お話しのような問題が全然起こり得ないということはない言へない場合がある。つまり御指摘のような事例は、よくわかりませんが、全体としての額から推算すると、結論としてそういう結果になつてしまふことがあり得る場合がある。うといふように私は思ひます。しかしそういうことはお前は知らぬじやないかとおっしゃいますれば、そういうことはなかなかわからない。実際問題として地方団体側について調べましても、そこはいろいろございまして、なかなかわれわれのところには真相を明確にしてくれない。それが問題をなかなか明快に片づけない一つの原因だと思つております。私は実はこの補助負担金の合理化問題、つまり超過負担解消の問題につきましては、単価対象の問題と補助条件の問題と二つあると思ひます。よく世間では、単価、対象の問題をやかしよくやりますけれども、単価、対象の問題が適正化されましても、条件によつて狂つてくる場合がある。おそろくいまおっしゃつたような事例

は、さうなことが多少ひそんでおるのではないかと私は推測するのでございます。なかなかこの全体を直すということが、いままでも私どもは関係各省にもお願いし、大蔵省にもお願いして努力してまいりましたけれども、先刻来いろいろ御指摘がございましたように、結果的にはさう思ひしい速度でも進んでいない。どういうか、方向はわからぬこともございせんが、具体的な方法論といたしまして、多少私どもは頭を悩ましておるというものが現状でございます。しかしいづれにいたしましても、地方のことを考え、国の立場を考えたまじりますれば、やはり両者の調整をはかつて、妙なことのないうに国も悪いところは直して、もう一方、地方も出過ぎたところは直して、その方向で努力してもらつておられますけれども、従来のようなことをやつておつてもなかなかこの問題は解決せぬという感じを持っております。

○華山委員 建設省の住宅局の住宅、この単価は三十九年は、第一種、第二種、多少の違いはありますが、六万八、九千円というところなんです。四十年は七万二、千円というところなんです。それで、私がお聞きしたところによりますと、大蔵省の国有財産局で所管しておられるところの関東地方の鉄筋コンクリートの坪単価は、三十九年は八万円、四十年は八万六千円。公営住宅と公務員住宅との間に約一万四、五千円の差がある。この一万四、五千円の差というものは、各府県の実績によるのです。それが大体この一万四、五千円の差があるのです。私は公務員なるがゆえに、

あなたの言う標準的なものよりも、いい家に入れているはずはないと思う。もしも標準的なものよりも高いところに公務員が入るのであるというところであれば、これは別だ。この公務員住宅の実績、実行単価が大体八万円、こういうふうになっている。片方は六万九千円になっている。一万円の差がある。この一万円の差というものは、各府県の公営住宅の決算の実績との間の一万円に大体該当している。標準とおっしゃいますが、この点どうお考えになるのですか。公務員について少しよくてもいい、こういうお考えですか。一般住宅は少し安くていい、こういうお考えですか。どこが違うのですか。

○長岡説明員 予算上の単価といたしましては、ただいま先生がおっしゃった数字と若干食い違うのでございますが、公務員住宅の中層耐火で申しますと、三十九年度が坪当たり約七万六千円、四十年年度は先ほど申し上げましたように、約八万円でございます。これに見合います公営住宅の中層耐火で申しますと、三十九年度は約六万九千円、四十年年度は約七万二千円でございます。御指摘のように両者の間には単価の開きがございまして、けれども、御承知のように公営住宅は全国に平均的にと申しますか、全国に配分される予算でございます。その平均単価がここに載っております。公務員住宅のほうはどちらかと申しますと公務員の住宅事情が非常に逼迫しております東京、大阪あるいはその周辺といったような大都市近辺が多かりと推定されますので、若干の開きはやむを得ない、この公営住宅の中層耐火、ただいま申し上げました三十九年度約六万九千円、四十年年度約七万二千円につきましては、実行上は全国を何地区かに建設省のほうで分けまして、大都会につきましてはこの平均単価よりは上回る単価で配分を行なっております。したがって、この表面にあらわれた開きのままが両者の開きには実際問題としてはなっております。

○華山委員 予算単価が違ふのは、どれだけ違いますか。公務員住宅と一般公営住宅とは予算単

価はどのくらい違っているのですか、来年度では。

○長岡説明員 ただいま申し上げましたように、予算単価を比較いたしますと、第一種公営住宅の中層耐火構造は坪当たりが七万二千三百円、それから公務員住宅のほうは四十年年度八万六千八百五円になっております。

○華山委員 あなたの言うことは、私は牽強附会だと思えますね。都会のほうだから建築費が高い、こういうことはいわれると思います。しかし公営住宅だって都会のほうが多いのじゃないですか。公務員住宅のほうは都会のほうが高くて、公営住宅のほうは田舎のほうが高くて、濃度が高い、なんということはないでしょう。濃度が高いのは、むしろ公営住宅じゃありませんか。この違いということが、すべてこの単価でできない場合、大蔵省はどうなさいますか、公営住宅の場合、公務員住宅の場合……。

○長岡説明員 公務員住宅につきましては、私直接担当いたしておりますので、実績をどういふふう処理しておるか存じません。ただ、先生のおっしゃいました公営住宅についても、なるほど住宅困難度合は大都会に非常に片寄っておりますのでございまして、私も理想といたしましては公営住宅そのものの建設も当然大都会に重点的に配分せられるべきであると思っております。用地の問題、あるいは地方財政上の制約等がございまして、必ずしも東京、大阪等の大都市に公営住宅の予算が非常に集中的に配分されておるといふふうにはなっております。

○華山委員 そうしますと、大蔵省の方針は、公営住宅は都会ではなくないかにつくるんだ、こういう方針でございませう。

○長岡説明員 理想といたしましては、東京、大阪等の大都市周辺に公営住宅を重点的に建てたいと考えておりますけれども、過去数年間の現実の問題は必ずしもそのようになっておりませんので、また公営住宅は、御承知のように国が国庫補

助を通じまして家賃の補助をいたしております。低家賃住宅でもございまして、低家賃住宅に対する需要は地方にもあるといったようなことを勘案いたしまして、大都会の住宅対策としては、公営住宅以外に住宅公団の賃貸住宅等によってカバーいたしておるといふような状態でございます。

○華山委員 それは田舎のほうでございましておっしゃるならば別ですが、東京だって地方だって、超過負担の調べによりまして、実績、実績上の単価はそんなに違っておりません。東京は高いのだ、地方は安いのだなどということの実績に出てきません。私はここに間違いがあるのだと思う。少なくとも一万円をこす、低い見積もりがいろいろな方面から私は証明されるのではないかと思います。

それから文部省に伺いますが、文部省もいろいろ直轄の学校をおやりになつておられる。これは大学のようなところは別といたしまして、付属の中学校程度のものもおやりになる場合が直轄の事業としてあるだろうと思うのです。その単価は幾らでございませうか。

○岩田説明員 私は国立の間接は直接担当いたしておりますので、具体的な数字はよく存じておりません。

○小田村説明員 鉄筋で申しますと、国立文教施設の付属小学校、四十年年度は八万四千円でございまして、これに対して公立文教施設の小学校の鉄筋が七万八千九百円、こういうことになっております。

○華山委員 それは公立小中学校でございませうね。

○小田村説明員 公立小中学校は七万八千九百円、それから国立学校の付属小中学校、これが八万四千円でございまして。

○華山委員 いままでそういうことで文部省の直轄の学校は建ちましたか。

○岩田説明員 建っております。

○華山委員 私の調べたところとは違ひますけれども、建つておるとおっしゃるならばここで議論

してもしょうがない。実際は建つておらないですよ。でなければ、請負者が文部省の顔をおそれて、出血請け負ひしておるかどっちなんだ。常識じゃないですよ、こんな数字は。これはどうして一万五千円くらいの違いがここにあると思うのです。

○安井委員 関連して。公営住宅のいまの御質問で七万二千円ですか、これだいたいじようぶできていますか。あちこち行きますと、とてもこの単価では間に合わないということも――私資料もだいた調べたのですが、これはだいたいじようぶですか、これはできていますか。

○長岡説明員 ただいま申し上げました単価は、全国平均の単価でございます。各都道府県に配分されますときには全国を数階級に分けて、その地域に見合った単価で出しておるわけでありまして、しかも七万二千三百円は四十年年度の単価でございます。また実績は何とも申し上げられませんが、過去の例で見ますと、先ほど御指摘もございましたように、超過負担をいたしておるようなところもございまして、それから現実この単価で建つておるところもありません。

○安井委員 超過負担で出しておるところと、これできるところとあるというふうなところ、二通りあるということですが、その差はどういうところから出てくるのだとお考えになりますか。

○長岡説明員 御承知のように建築費のほうは、資材費と労務費との混合によりまして建築費の指数をはじまして、これによって毎年度の予算単価の是正を行なっております。地域によりましては特殊な事情で労務費が非常に値上がりをするという場合もございまして、また全国平均のセメント、鋼材といったような単価が、ある地域には非常に輸送費等の関係から高くつくといったような問題もあるかと思ひます。ただ公営住宅の建設の場合に、非常に大きな問題になっておりますのは、建築費よりもむしろ用地費であるかと思ひます。用地費につきましては、実は四十年年度も三十九年度に比べて一三・八%単

価を是正いたしておりますし、過去三、四年間にいずれも一四、五%ずつ、非常に大幅に上げておるのでございますが、なおかつ最近の非常に高騰を続けております地価には必ずしもマッチしておらない点もあらうかと思ひます。そのような点につきましては、ただいま御説明申し上げましたように、一方においては予算単価の是正を行ないますと同時に、他方公団の宅地造成あるいは住宅金融公庫の宅地造成融資といったようなものを通じて、比較的低廉な住宅の用地が供給できるように努力を続けておる次第でございます。

○安井委員 一三・八%上げて今度幾らになったわけですか。

○長岡説明員 一三・八%上げました結果は、公営住宅第一種で申しますと、中層耐火全国平均坪当たり一万四百円でございす。

○安井委員 公営住宅については、私も去年和歌山県の実態などをこの委員会から調査に行ったときの話も聞いて、建築費そのものについて、やはり単価が低いということが一つ。それから何といひましても用地費です。用地費は全く問題になつていない。問題にもならないわけでは。この用地費については、学校なんかについてはもう大体補助の対象になつていないのだし、国立高専でさえ、大蔵省は用地費ゼロなんです。敷地のないところから学校を建てようというのが大蔵省の方針なんです。用地についてはまるきりお考えにならないというふうなことで、一万四百円——これは去年より上がったから幾らかいいのかもしれないけれども、これは坪でしょう。坪一万円で買える土地というのはこれは常識で考えなくてもおわかりになるわけですよ。できつてありまけんよ、これは。そういうようなことが今日の問題の基礎になつていふことだと思ひます。これは私もそのほうでも、全国あちこちから三十八年度における実績を集めておりますので、その資料を私どもが集めた限りにおいてのそれをきちんとまとめて、いずれあらためてまたお伺ひをしたいと思います。

○華山委員 超過負担の問題につきましては、ことし、去年に始まつた問題ではないわけではございす。ずいぶん長い間論議されておるわけではございす。しかも、今日でも大蔵省のほうでは超過負担が出るのをおかしというふうな態度である限りは、これは永久に直らないと思ひます。しかし現実にはあるのです。しかも大蔵省はそういうことにはないはずだ、こう言われるけれども、各種の委員会は全部あるということも指摘してあるじゃないや。単価は適正でないということも各々委員会でも全部指摘してあるんだ。そういうふうなことで、いろいろな委員会がございすね、臨時行政調査会、それから負担金についても、補助制度についての調査会、そういうふうなものもあります。府県知事会や市町村会、自分勝手なことを言うからしかなかったとあるいは大蔵省は言うけれども、それは別にしても、国の機関が全部適正でないと言つておるわけでは。適正だ、適正だと言つておることは、この調査会を非常に無視したことばだと思ひます。静かに反省してごらんになるべきだと私は思ひます。それで、このことにつきましては、自治省は非常に苦勞していらつしやうと思ひます。自治省は、どういふふうな御努力を自治省はなさつていらつしやうか。先ほどお答えもあつたやうでございすから、簡単によろしくございす。

○柴田政府委員 先ほど来お答え申し上げておりますように、私もといたしましては、少なくとも国の要求する基準によつてやる以上は、できる単価で組んでほしい、こういうことを願ひしてまいつております。それ以上地方が望みますものにつぎましては、だんだん自分で金を繰ぎ足してやればよい。いわゆる繰ぎ足し単独事業でございすけれども、不自然な形の繰ぎ足し単独事業でございすならば、それはそれで問題はないわけではございす。ただ問題は、国が要求する補助の基本条件としてつけ加えるものについて、は、やれるだけのことをしてほしいということでは、

努力してまいつたつもりでございす。しかし御指摘のように、いろいろ問題点が残されております。ただもう一つ問題は、私も単価の問題とともこれを執行してまいります場合に、どれくらいのことを要求するかといういわゆる補助条件の問題というものを、実行不可能な補助条件をつけられて、そうして標準単価で執行しろと言われましてもこれはもう困るものから、そこをこのところを両々相まつて無理のからぬような補助行政が行なわれるように、こういうことをお願いいたしましていろいろお願いをいたしましておるのでもございす。先ほど申し上げましたやうに、率直に申し上げていままでのような形でやつてきましてはなかなかものごとが解決しない。そこでどういふように今後お願いしたいらうかといふことを、この辺で私も私どもなりにひとつ考えを言つていかなければならぬのではなからうかといふような気持ちを持っておるわけではございす。しかしいづれにいたしましても、地方に不必要な荷がかかりまことは今日の財政状態におきましては困る問題でございすので、この点につきましては今後とも極力是正いたしますやうに、私もといたしましては私どもなりの力を尽くしてまいりたい、かように存するわけではございす。

○華山委員 自治省がいろいろ要求していらつしやうでございす。自治省のほうからは各省にもいろいろな要請があつたと思ひますけれども、農林省、厚生省、文部省等、何かこの点につきまして非常に努力をしていらつしやうのか。予算さへ多くなればいんだというふうな考えで大蔵省と折衝しておられるのか、この点どうなんですか。非常に困つた問題で、これは何とか大蔵省にしてもらわなければ困るんだというふうな考えが、農林省や厚生省や文部省はありなんぞでございす。いまの大蔵省の単価でこれでもういいんだ、こういうふうにお考えでございすか、ひとつ正直におつしやうにいたしたい。まず農

林省の方に伺ひます。

○原説明員 農林省といたしましては、先ほど御説明申し上げましたやうに、農業の実態あるいは農村生活の問題がなかなか指導がやかましくなつてまいりましたので、そういう実態に即しまして、補助職員の良い姿といひますか、そういう点等を考慮して先ほど御説明しましたやうに逐次補助基準、方法につきまして改善をはかつております。そういう状況でございす。

○金光説明員 お答えいたします。

保健所の職員約二万二千人の補助単価につきましては、年々若干の増額をはかつてまいつておりますが、現在の書態におきましてはまだ決して十分とは言えない状態でございますので、今後関係当局と協議いたしまして十分努力いたしてまいりたい、かように考えております。

○岩田説明員 学校の単価につきましては、例年相当程度の改善をこ二、三千年の間続けておりました。たとえば昭和三七、八年と比較いたしますと約一万一千円程度上がっております。相当の改善が行なわれてきたとは考えておりますが、これで十分だとは考えておりませんので、なお今後もう少し改善する必要があると考えております。

○亀岡委員 地方財政を非常に圧迫しておるこの超過負担の問題の中の、職員に対する補助の問題で関連して質問したいと思ひます。

結局いまだ華山委員から国の政策として補助職員の場合はほとんど国の政策として、あるいは法律に基づいて、あるいは行政措置によつて国庫補助職員というものが置かれておるわけですが、この職員に対する補助の実態が非常に現実離れをしておるというところ超過負担の問題が出てくるわけなんです。それで自治省の財政局長にお尋ねしたいのですが、国庫補助職員の各省別の種類、法律に基づいておるもの、それから行政措置で、政令でやつておるもの、その実態を調査したものがあつかうか。

○柴田政府委員 いまちょっと手元に資料を持ち

合わしておりませんが、全体でたしか六万人くらいだったと思います。その中で大きなものは保健所の職員、農業改良普及員、この二つが圧倒的に多いのでございます。あとは統計職員でございますが、これは委託職員でございまして、補助職員とは別でございます。

○農岡委員 各省別の法律に基づく補助職員と、行政措置でやっておる補助職員、その一覧表をぜひひとつ出してほしい。

そこで、実は法律に基づいて置かれておる、本日問題になっております保健所関係の職員並びに農業改良普及事業に携わっておる普及員と生活改善普及員というものがあつてあります。生活改善普及員の場合には、あるいは農業改良普及員の場合には、農業改良助長法に基づいて三分の二の国庫補助をしなれどならぬとつきりと法定をいたしておるわけです。ところが現実には二分の一の補助にもいっていないという実態、こちらあたりから地方の超過負担というものが非常に多く出てきているということでありまして、自治省として法律に基づいた三分の二の補助をしなればならないという法律の精神を大蔵省が実際に果たしておらないところから、ここに四十億という超過負担が出てくるということに相なるわけでありまして、こういう自治省からも、普及事業にかかわらず、各省の補助職員の補助の実態が、法律に定められておるものでさへもいま申し上げたように法律違反をしておるような補助の実態というところにかんがみて、地方財政の立場からも大蔵省方面に強く折衝をしなればならぬと思うわけです。と同時に、また大蔵省の主計官諸君も、法律に基づいたものはもちろん、あるいは政府の施策として、国の方針としてある政策を進めるために補助職員というものが置かれておるわけですから、そういう立場からいって、法律に三分の二補助とはつきり定めてあるものでさへも、実質的には二分の一しかいっていないところ、先にほど米の問題が起きてきておるわけでありまして、こういう点を法律の精神に沿って補助の

基準単価をきめてもらわなければならぬというふうに考えるわけです。こういう問題を解決しようという、いや、これは六万人にも及んで、全部に波及するからなかなか手がつけられないんだというようなことを大蔵省も言うし、またその大蔵省の言うことに易々諾々として各省が引き下がってくるところにこの地方超過負担の問題の根源がある、こう思います。したがって文部省あるいは農林省、厚生省、やはり法律の精神をよく体し、また政府の政策、方針をよく体して、もっと勇敢に自信を持って大蔵省と折衝してほしい。見ておきますと、非常にそういう点大蔵省に対して弱く、また大蔵省の主計官諸君も、もっと現実をよく見て、それは国の財政の苦しいことはわかりますが、しかし法律にきめられたものは、政府の方針できめたものだけは、その精神を十二分に發揮できるように処置をして、そうしてあとで強く各省に対してその予算の執行を適正に指導してもらうというふうにしていきまないと、いつまでたってもこの超過負担の問題が解決し得ないというところになっておるわけですから、ひとつ自治省が中心になって、この際思い切って国庫補助職員に対する基本的態度を確立して、そうして各省の協力を得て、ここに正しいあるべき姿というものをすみやかに立ててもらいたいということを要望いたすわけでございます。これに対する政務次官並びに担当柴田局長の御意見を願います次第でございます。

○高橋(禎)政府委員 地方財政の健全化のために、お話しになりましたように、超過負担、しかも多額の超過負担というものが出てまいらないように努力しなければならぬことはもちろんでございます。この超過負担の発生いたします原因はいろいろございしますが、一口に申しまして、お話しのように、いまこれに関する制度が確立されておるわけでございますが、しかし、この運用ということになりますと、制度そのものがきわめて一般的、標準的なことを考へておる場合もありまして、また運用そのものが、時がたつにつれて、や

や法律の持つております真精神を實現していくのにふさわしくないような事態も起こつてまいる場合もございます。いずれにいたしましても、問題は御指摘になりましたように、制度そのものをどこまでも厳守してまいるということが必要わけでございます。自治省といたしましては、他の関係省に對しましては先ほど米財政局長も申しておりましたように、いろいろとお願ひし、こちらの考えを十分理解いたしてもらつて努力をいたしておりますと同時に、また予算で限定されたそれに対する需要というものが全国的には非常に多いわけでありまして、そこにいろいろ競争的な問題も起こつておりますし、その間に無理をするというふうなことも起こる場合も絶無ではないと考へられますので、やはり自治省といたしましては、地方公共団体側に対しても、この法の真精神が順守されてまいりまして、不当な超過負担等が発生いたさないようにすることを十分指導し、助言してまいりたい。いろいろ委員会での問題について御議論を拝聴いたしまして、いま申し上げましたような気持ちにさらになつて強くいたしておるような次第でございます。

○柴田政府委員 先ほど来お話し申し上げてまいったとおりでございますが、私も補助職員を含めての補助制度の問題につきましては、この辺で少し考え方を變えるというところと語弊がございすけれども、もう少し一歩進めた考え方をとつていかなければいかぬのじゃないかという気がいたしております。と申し上げますのは、御承知のとおり、地方職員の職員構成というものが、過般の実態調査で明らかにいたしましたけれども、だんだん年齢が上がつてまいりました。したがって、国が要請するようなグレードの職員を雇うことがなかなかむずかしくなつてまいります。そうなつてまいりますと、補助条件に合つたような職員を雇うことができない。しかし、現実に行政事務をやつてまいるおのづから必然的に超過負担の問題が起る素地があつたわけでありまして、その場合に超過負担

というものを一切起こらないようにしていくことが今後はたして可能なかどうか、可能でなければある一定の限度で線を引いて、あとの問題は別の形の処理のしかたというものを考へていかなければならぬのじゃないか。そういうふうに思はるわけでございます。したがって単価の問題もさることでございますが、同時にやはり補助職員の補助を考へます場合に、どういふ条件をつけて補助をするかという問題、それから現実の問題、この三つの問題を相関的に考へまして、地方財政に無理がいかぬような形でもつて処理していく、こういう態度をとつていかざるを得ぬだろうと思ひます。そういたしますと、いたずらに単価は正の問題だけに血道を上げてまいりまして、外に大きく流れたのではしょうがないのじゃないか、もう少し広い視野に立つて総合的にものを考へてまいりたい、こういうふうなつもりでこの問題に処してまいりたいと考へておる次第でございます。

○華山委員 私は、先ほど公務員住宅と公営住宅のことだけ、ただ一つだけ申し上げましたけれども、いろいろな点でおかしな点がたくさんあるのです。しかし時間もございせんし、そういうことをいつまでも一つ一つやつておりますと一つの問題でも一時間くらいかかりますから、そういう個々の問題につきましては別の機会に時間でもありました場合にお尋ねすることにいたしまして、もうここでやめますが、ひとつ総括的問題についてお考えを承つておきます。

補助金等合理化審議会が政府のほうへ設けられまして、非常によく調査をされたわけでございますが、その答申の中には、超過負担の解消に関連いたしまして、補助単価や補助対象の適正化ということをやつたわけておるのです。そういうことをきちんとしたわけておるのです。政府は常に審議会の答申は尊重するということを言つておる。したがつて今度の予算編成方針についてもこのことが一つの柱になつていなければならぬと思うのでございまして、この点、今度の予算編成につきましてどの程度の関心をもつてこの答申をお考えに

なったか、大蔵当局にひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○平井説明員 先生御指摘のように、その答申が一年前の秋に出されまして、三十九年度予算の編成に關しましてはあまり時日がなかったものでございまして、その答申の実現という点については必ずしも十分な措置をとる余裕がございませんでした。そこで、四十年年度予算の編成にあたりましては、予算編成大綱の中におきまして、補助金、補助職員制度の合理化というのをうたいまして、この点について昨年の夏以来各省ともいろいろ交渉を申し上げたわけでございまして、もちろんその内容としていたしましては補助金制度合理化の一翼としていわゆる単価は正等の問題もございまして、一方では零細かつ目的を果したような補助金についての整理という問題もございまして、両々相兼ねて調査と検討を進めたわけでございまして、その結果としていたしまして、四十年年度予算におきましては、不要不急と申しますか、すでに目的は果たしたような補助金についても相当の整理を行ないまして同時に、先ほど来申し上げておりますように、従来単価が低きに失すると思われるものについては予算の許す範囲内でできる限りの是正につとめたということにいたしましたわけでございまして、もちろんその結果については必ずしもこれで万全であるかということについては御議論のあるところだろうと思ひます、今後におきましてはこの補助金制度合理化審議会の御答申の精神を尊重いたしまして、政府としても本年度において十分できなかった点についてはさらに四十一年度においても努力をいたすことにならうかと思ひます。

○華山委員 自治省の政務次官がおられますので申し上げますが、自治省のほうでは各省に對しましてこの単価の適正化、補助対象の適正化等につきまして十分に要請をしておられるということでございますが、予算を編成するその際には、私申し上げるのですけれども、各省とも自治省と連絡をとって、各省がうんと言わなければ認めないく

らしいことにならなければだめじゃないですか。みな各省のセクショナリズムで、極端なことをいへば自分の仕事さえ多ければいいのであって、そういうことで、少しぐらゐり予算単価が少なくなつたつてこれでもまんじょうというふうなことが問題になるのであって、地方自治を守るといふ立場からいへば、自治省の承諾を得なければならぬ。予算単価はつくりださなければならぬ。政府内部の体制が整わないといへないと思うのですが、どうですか。次官、どういふようにお考えになりますか。ただやってくれ、やってくれじゃだめなんじゃないですか。

○高橋(補)政府委員 華山委員のおっしゃいますような制度になつてくれば、自治省としては実に仕事もやりやすくて、しかも自治省の考へておるものが非常に簡単に実現するのだと思ひますが、やはりいまの制度はそういうものになつておらぬことは御承知のとおりでございまして、やはり自治省にいたしましては、先ほど来申し上げましたように、補助金等合理化につきましては関係省に對しては十分自治省の立場、考へといふものを理解していただくように最善の努力をし、また一面地方公共団体に對してはいろいろな助言、指導等をいたしまして、超過負担等の出てまいりうなことのない方向に向かつて進んでまいりたい、そのように考へておりますことを重ねて申し上げておきます。

○華山委員 今日の間答の中でも、自治省のほうでは八百億幾ら、一般会計では六百億幾らですか、しかし地方では自分で任意に、ある規模以上のものもあつたかも知れぬから五百億程度のものはあるだらうというふうなことを自治省が言われて、それに対して大蔵省は、そんなはずはないんだ、私はこういう資料は信用しておりませんと言つておる。政府内部でこんな不信の感があつたのでは問題が解決しないと思ひます。いゝやん臨時行政調査会は自治省と国との間に不信の感が存在するといふことを言つてゐるのです。この不信の感といふのは一体どこから出るのか、こんな問題

から派生してゐるのですよ。こういうふうな不当に低い単価の補助なんかをして、学校をつくれ、先生、職員を置け、こういうところに国と地方自治体との不信といふものが胚胎してゐるのじゃないか。これじゃ私は、先ほど言つたとおり、一本のなわになつて地方自治体と国とがやつていくといふことがなかなかできないのじゃないかと思ひます。ぜひひとつこういう問題については自治省が関係各省と連絡を密にする以上に、自治省が承諾しなければだめなんだというぐらゐなことやっていただきたい。

その次に伺ひますが、いろいろな点で、補助金を出すときに、条件をつけられますね。この条件をつけるときには、これだけの金額でこの条件はつけられるかどうかといふことを考へたになつて条件をつけられるのですか。ひとつその点は人件費にしばつて申し上げますが、農業の問題、農業の専門家の問題等につきましていろいろ条件をつけていられる。しかば、その条件に合うようにならなければいけない。農林省は、農業普及事務につきましてどういふ条件をつけていらつしやるか、採用条件を。

○原説明員 お答えいたします。

農業改良助長法に基づきまして、改良普及員並びに専門技術員を設置しておりますが、専門技術員並びに改良普及員につきましては、それぞれ法律に従ひまして資格要件といふものが規定されております。専門技術員につきましては農林大臣が試験を実施いたしますし、改良普及員につきましては都道府県知事が試験を行なう、こういうことになつております。試験によりまして合格いたしました者のうちから、各都道府県におかれまして、適材と思ひ者を採用願うといふことになつております。

なお、先ほど来いろいろ申し上げましたが、専門技術員並びに改良普及員の中におきましては、非常に専門的な技術を持つて指導に当たる方、あるいは一般的な方、あるいはそれらの長になつておる者、いろいろ内容がございするの

で、それらにつきましては、それぞれに各県とまた御相談を申し上げるということになります。非常にきびしい条件といたしましては、それぞれ資格試験があり、それに合格しなければならぬといふのが一番きびしいと申しますか、そういうことになつております。

○華山委員 これは単価は号俸でいいますとどうなつておりますか。

○原説明員 単価につきましては専門技術員と申しますのは、県庁段階におきまして、非常に高度のそれぞれ専門に分かれた技術を持つて指導してまゐる、こういうたてまえになつておりまして、たとえば受験をいたします資格を例にとりまして、四年制大学を出まして七カ年間試験研究機関あるいは短大以上の学校等におきまして教職にあつて、かたわら研究をしておつた、そういう一つの職歴を持った者が試験を受ける資格を持つてございしますが、それらの方につきましてはただいま国家公務員の基準で申し上げますと四等級といふことを一つの補助の標準にいたしております。したがいましてこれは一般的に申しますと地方公務員の場合は二等級に相当するかと存じます。

それから改良普及員、つまり現地におきまして活動しております方々につきましては普及所という制度がありますが、普及所長につきましては先ほど私が申し上げましたように、従来普及所長は五等級といふことで標準の補助単価を考へておりましたが、だんだんに技術の指導がやかましくなりました。それから普及所自体が非常に大きくなつてまいつております。さういふ実態の変化等を考へまして、つまり組織が非常に大きくなつてまいりますし、仕事の内容がやかましくなつてまいりますので、大きな普及所につきましては四等級といふことで適材を確保していただきたい。できるだけ従来以上にきびしい方を確保していただきたいといふことを逐次御相談申し上げたい。さらにその普及所の中で働いておる普及員につきましては、専門的な技術を持つてこれに当た

る方につきましては国家公務員で申し上げると六等級でございますが、そのほかの方につきましては比較若く方が多いものでありますから、国家公務員の七等級、そういうことで御相談をさせて頂いて、こういうことでございます。

○華山委員 農林省の方ですから相当地方の実情にはお詳しいとは思いますが、そんな簡単に簡単にいまだ地方では採れません。ことに農業関係の技術者で相当の訓練を経た一般の農業普及員といえども、そんなに簡単に採れるものじゃないんです。現在一番地方で、農業県といわれるところで困っているのは農業の専門家なんです。学校を出る人は少ない、学校を出た人は役人にはならない、会社に行く。こういうことで、こういう人々を採っていくということについては相当の報酬を出さなければだめなんです。また人が引っぱられますから、とめておかなければいけない。それである程度の処遇をしなければいけないと思うのですが、現在の大蔵省の補助単価では人も採れない、とめられない。その結果私は超過負担が出るだろうと思う。金をやって、これでしかるべくやってこれというものでいいじゃないですか。そうすると超過負担はあまり出ないですよ。どういふ人が入るかは別の問題ですよ。条件をつける以上は、条件をつけたことに該当するだけの補助がなければいけないと思う。その点、実態としてどういふふうにお感じでございますか。

○原説明員 ただいま先生から御注意をいただきましたように、農業あるいは農民の指導というものは非常にむずかしいと思います。私も先生御指摘のとおりだと思います。したがって、できるだけいい人が喜んで活動いたします条件をつくってまいりたいことは非常に大事な問題でございます。昭和三十八年度から農業改良普及手当というのを創設していただきまして、十分と申し上げるにはいかかと思えますけれども、われわれといたしましてはできるだけのことをやりましたつもりでございますが、かような措置をいたしま

して、現地で昼夜を分かたず働いている人々にいささかなりとも報いたいということをやっています。

なお第二の点の、補助基準と通材との関係はどうかという点になります。これは本格的にはひとり農業だけではございまして、いろいろの方面——農林省の中におきましてもいろいろの職種がございまして、御指摘の点につきましては今後の農業あるいはその他の発展等を考えまして十分検討しなければならぬ、さような問題だと存じておりますが、現段階といたしましては、先ほど御説明申し上げましたように、末端におきまする技術指導を幾ぶんなりとも向上するというところからいたしまして、さような技術指導を従来以上に十分やっていくというたてまえから、補助基準法を一部改正し引き上げをいたしております。なお、将来の問題といたしましては、御指摘のようにこれは十分慎重に検討すべきであらう、かように考えております。

○華山委員 国は、机の上で観念的ではないのです。農林省だって大蔵省だってそうです。しかし地方はそうはいかないのです。予算が足りないから人をとれませんか、これしか国が予算をくれないからこれしか人を雇えませんか、そういうわけにはいかないのです。そこが地方の苦しいところなんです。ことばは悪いようですが、けれども、地方がそういうやむを得ざるころの立場にあるというのを国が考えて人に対する補助単価等を引き下げておられるのだとすれば、これは国が非常に悪いことをしていると思う。そういうふうなことで条件をつけるならば、しきりに検討して、あなただけの言われるように昼夜を分かたず農家に出入りをして働いている農業普及員ならば、どのくらい賃金あるいは給料を与えれば人が得られるかというのを考えて条件をつけていただきたい。条件をつけるならば、それに該当するだけの補助金を与えていただきたい。これは農林省ばかりではないのです。先ほどお医者さんの例もありましたけれども、お医者さんだってそうです。保健所の

実態を申し上げますならば、保健所の医者なんてなる人がありません。よほどの人でなければならぬのです。ですから五万や六万の金で保健所の職員を置けなんて初めから無理なんです。したがって所長に対しては十万円あるいは十二万円の金をあげなければいけない。それが実態なんです。そういう点、実態から離れた人件費の補助があるわけだ、この点農林省のほか厚生省にもお聞きしようと思つたのですけれども、やめておきます。

次に、私は非常にふしぎに思うことが一つあるのでございます。先ほど安井委員からもお話がありました。なぜ敷地を学校補助の対象にしないのですか。何か理屈があるのですか。

○岩田説明員 学校敷地に対しては、従来ずっと沿革的に補助金は出しておりません。特段の理由があったわけではございませんで、元来学校設置はそれぞれの市町村の当然の責任といたしまして、従来から出してなかったわけなんです。ただ戦後、戦災復旧だとかあるいは新制中学の足定とか、ベビーブームによるところの教室の不足とか、そういう面に着目いたしましたので、その面に限り現在の制度は建物について補助金を出す、こういうことになっておるわけでございます。なお学校敷地につきまして、現在申請があれば公費債をもってこれに充てるというたてまえになっております。

○華山委員 制度のことを聞いているのじゃないのです。私知っておりますが、なぜやらないのかというのを聞いています。金の要ることは建物だつて土地だつて同じですから、建物だけにやつて土地にはなぜやらないのかというのを聞いています。そういう制度がどういふわけできているのかというのを聞いています。

○岩田説明員 敷地につきましては地方公共団体でそれぞれやっていたというたてまえでございまして、文部省といたしましてなぜやらないかということは別段考えておるわけではございません。

○華山委員 それじゃ大蔵省に聞きますが、なぜそういうたてまえになつておるのですか。これはほかにもありますよ。学校ばかりじゃありません。補助は建物だけにして、土地は自分でやれ、そういうふうなことを国がやりますから、県庁も市町村にやりますよ。建物は補助するけれども、土地は市町村でくふうしなさいということになる。国が範を示すから一番困るのは末端の市町村です。市町村の財政の逼迫というのは、その点に非常に原因があると私は思っている。どういふわけ建物についてはやるが土地については補助しないのか、この点を、しきたりとか、こうなつていふこととかいふことでなしに、根本的ものの考え方をもつてお聞きしたい。

○小田村説明員 公立の学校は、市町村が設置することになっております。そういうことで、考え方といたしましては市町村の負担において、つまり設置者の負担において学校をつくるということが原則である。ただ六・三制実施以来非常に地方財政が窮乏いたしましたこと、それからまた学校建築を急がなければならぬという事情がございまして、それから戦災復旧をかかえて国庫補助という制度が始まつたわけでありまして、そういうような関係から申し上げますと、どこまでを国が補助しなければいかぬとか、どこまでをやらなければ制度として成り立たぬというふうなことはないのでございます。そのときの慣例と申し上げますが、実情に合わせるようにしていくのが補助制度のたてまえだろうと思つております。

いま文部省のほうからもお話がございましたように、従来から用地につきましては国は補助いたしておりません。これは慣例でございます。そういう慣例ができておりましたこと、それから土地というものは、やはり建物とはちよつと意味が違つてございまして、建物の場合にはいづれ老朽いたしますと建てかえるという必要が起つてまいります。あるいはまた企業会計から申しますれば償却対象というふうなことがございまして、けれども、用地につきましては、これは永久に所有権が

移るわけでございます。そういうようなことで、かりに移転しようがあることがありましたときには、これは市町村の財産として残るわけでございます。そういうような意味からいたしまして、建物とは性質が異なるものというようにことで補助対象からは除かれておる、こういうふうに私どもは理解しております。

○華山委員 この考え方をある程度かえていただかないと市町村は発展しないと私は思います。現在これはこの責任だということになるのではありませんけれども、とにかく経済実勢とは離れた土地の高騰を来している。その点で、もういろいろな施設というものは土地の問題で行き詰まっています。その点で、その点につきましても補助の問題、先ほどの根源に返りますけれども、地方税、そういうふうな問題、その点から根本的にやっつけてまいりませんか、私は地方自治体というのは、もう全く仕事ができないような問題にぶつかってくるのではないかと思います。

最後に申し上げますが、シャープ使節団は、あの際に、われわれは明らかに必要の場合を除き、将来地方団体が中央政府のために働くことをやめるように提案する、現在の習慣、補助金制度は国と地方の責任を混乱させる傾向があり、不必要にも地方当局をこまかい統制下に置くもの、こういう言っておる。現実がそのとおりじゃないですか。それだから、こういうことをやります、こういうことでいきますからということ、皆さんお役人の方々は夢にもお考えにならないでしょうけれども、現在の補助金の制度は、とにかく国の方針というものを地方を牽制させるための誘い水だ、こういうふうに批判もされるわけです。この批判がいかに悪いか別問題といたしまして、私は、みんなが楽しく、国は地方自治体を通じて、地方自治体は国を通じて相協同して仕事ができるような体制にぜひ持っていただきたいとしますよう皆さんにお願いして、質問を終わります。

○中馬委員長 和爾委員。
○和爾委員 私は地方税制、財政の問題に関連いたしまして、人口過密の都市、すなわち大都市の税財政の問題について、二、三お答えを願いたいと思っております。

この問題につきましては、前回の委員会におきまして、奥野委員から御質問があり、それに政府側よりお答えがございましたので、大体了承をいたしておるのですが、もう一度、重複するようなことになるかもしれませんが、簡単に尋ねをいたしまして、政務次官から簡明直截なお答えをいただきたいと存じます。

その第一点は、御存じのように、大都市におきましては財政が非常に逼迫いたしております。これは当局におかれて御調査があったので、御認識をいただいたところであります。御認識の財政需要は、現在の税制のもとにおきましては、はるかに大きなものがございまして、この現在の税制のもとにおきまして財源ではとうてい充足していけないところが多いということは、御存じのとおりでございます。

そこで私は、政府におかれましては、この点につきまして、昭和四十年のこととはともかくといたしまして、四十一年度において特に税源を強化するような方策をお考えになっておられるのであるか、またそれまでの間に十分なる御検討を願って、方策を樹立する御意思があるかないかを、まずお尋ねをいたしたいと存じます。

○高橋(頑)政府委員 この問題につきましては、お話のように前回の委員会でも奥野委員の御質問に対しても政府の考えを申し上げたところでございますが、過密都市対策はきわめて喫緊な、そしてきわめて重大な、しかしながらはなはだ難問を包蔵しておる問題でございます。いまお話しした税制、財政問題等について目下真剣に検討をいたしておるわけでございます。できるだけ早くそうした結論を得たいものだと思っております。次第であります。

○和爾委員 大体前回と同じようなお答えで、よくわかっておるのですが、窮迫しておる大都市の状況というものは、特に財政の面におきましてはもう極点に達しております。したがって、政府におかれましては、少なくとも昭和四十一年度においては、税源の強化を具体的な形において具現されるよう要望をいたしたいと存じます。

それから第二点でございますが、固定資産税、都市計画税並びに大都市再開発に関する税源につきましては、いずれも固定資産を対象に強化していかれるような方針でございますが、これは大都市にとつてもまたありがたいことではありますけれども、なおそれ以外の方法があるのではないかと。この点につきましては、国税、地方税を通じて税源の配分を御考慮願ひまして、大都市税源の強化をはかっていただきたいと存じます。時間もございますのでお尋ねするのを御遠慮いたしますが、方針と意思のあるなしについてお答えを願ひたいと存じます。

○細郷政府委員 大都市税制のみならず、地方税制全体の強化充実につきましては、先ほど華山委員の御質問にございました国、地方を通ずる税源配分の問題として引き続き検討を要するものと考えております。ただ、制度面の問題もございまして、同時に、現実の現行税制のもとにおいてどういう考えがあるかということもあわせて検討すべきではなからうか、かように考えているのでございまして、特に過密都市あるいは大都市につきましては、税制のみならず、広く各般の行政措置を通じて対策を包括的に立てるべきであると考え、現在内閣審議室におきましても過密都市問題についての検討を進めておるわけですが、かりにそういった包括的な問題はそれといたしまして、それと並行いたしまして税制の面で、現行税体系のもとで何を考えるかということになりますと、やはり大都市における各般の都市的行政の受益を最も受け得るものは所在する固定資産ではないか、かように考えるのでございまして、そういう意味合いにおきまして固定資産の所有者からどういう税負担を求めていくか。現在、御承知

のように、昨年の新評価によって、宅地については頭打ちをいたしておるわけですが、こういった措置についての反省をも加えながら固定資産についての負担の求め方を引き続き検討してまいりたい、かように考えております。

○和爾委員 大体固定資産を対象としてお考えになっておることは、よく存じておりますが、私がお尋ねいたしておりますのは、これはこれとして、それ以外の問題についてのものは何か具体的なお考えがございましてありますか。もう一度お尋ねいたしたいと思ひます。

○細郷政府委員 それ以外の問題と申しますと、結局さつきもちょっと触れましたように、新税の適当なものがあるかどうか。あるいは現行の国、地方を通ずる税体系の中での配分をどう考えていくか、こういうことになると思ひますが、その場合、やはり国民の租税負担というふうなことを考えてまいらなければなりませんし、半面では受給的な負担ということも考えていかなければならない。その辺をあわせ考えまして、税体系上の問題として、たとえば現行税体系ではどういう方法があるかというふうなことは今後の検討事項である、かように考えております。

○和爾委員 それからも一つ、これは奥野委員のお尋ねを重ねてお聞きするようになりまして、固定資産税の土地に関する課税標準の特例は昭和四十一年度までということになっておりますが、もう一年繰り上げて、昭和四十一年からは新たな課税標準を設けることとして、そして四十一年度限りこの特例を打ち切るというふうなお考えはございませんか。

○細郷政府委員 固定資産の新評価によります税負担につきましては、昨年当国会におきまして成立を見ましたとおり、二割三年間頭打ち、こういうことになっております。しかしながら、これは暫定の措置でございます。われわれとしましては昨年以來鋭意恒久的な措置について検討を続けておるのでございまして、その恒久的措置の具体化と相まって、あわせて大都市のような固定資産

りまして窮迫してまいる事情がそれぞれ異なっておりますので、事ごまかに論じますれば、いろいろ原因があらうかと思いますが、私どもは総括的

そこで、私がそういうことを申し上げますのは、ここ数年来市町村に對しまして財源の傾斜配分というものも強めてまいりました。そして市町

ますけれども、この一般財源の経常的経費へ充てられます割合というものは、非常に大きくなってまいりますと、財政の硬直性が増えてまいります。

間に六兆三千億円ということが述べられておるの
であります。しかし六兆三千億円といえども、こ
れとても、しかば、その内容を十三の新産地域

○岩田説明員 学校の補助執行単価につきましては、これは法令の規定によりまして、大蔵大臣と協議した単価によるということになっております。その協議した単価というのは、大体におきまして予算単価ということになっておるわけでございます。この予算単価の成り立ちにつきましては、先ほど大蔵省の平井主計官から申されたような行き方でございます。なお、その大蔵省の協議いたしました単価を基準にいたしまして、私どものほうではそれを標準にとりまして、全国の個々の地域につきましてはそれぞれの資材、労務費の地域差、それから設計上の理論単価、それから実施単価の割合を考慮いたしまして執行いたしております。

○吉田(賢)委員　次官にちよつと聞きますが、この単価問題は同時に超過負担とやらはらの關係になるものだとは私は思うのですが、国が助成計画を立てて、そして歳入でどのくらいの補助金を予定するか、ないしはどの程度の起債のワクを認めるべきか、こういうことを一方に立てる。ところが一方、地方の財政需要におきましては、地方の需要がかりに百とすれば、これに百という財源を予定しておいて、それを薬を盛るように案分して渡す、こういうふうには財政の実態はなっておりますね。なっておりますので、地方における財政需要というのが一〇〇、そこで国が用意しております財源は七〇とかりにいたしますなら七〇を適当に割らなくてはならぬ。適当に割るときには足りない地方が出てくる、こういうような關係も一面あるのじゃないかと思うのであります。

そこで結論的に言うならば、まず実施単価とい

○柴田政府委員 予算を組みます場合にどういう組み方をするかという技術上の問題でございますが、実際にいままでやっておる実情から言いますならば、一応学校で言いますなら、坪幾らという単価をきめます場合には、過去のいろいろな実績、現在の状態、それらの資料をいろいろ集めまして、総合平均したところで単価をきめる、それに員数を掛けますと予算額が出てくる。それで先ほど来の各省の御説明は、予算としてはその平均値のものを単価としてとらえて予算を組むけれども、実施する場合には各地方の実情に応じてその平均したものに多少傾斜をつけて配っておる、こういうことでございます。

○吉田(賢)委員 地方財政法の十八条によりま
ると、一の負担金、補助金等の地方公共団体に対
する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出
金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額
を基礎として、これを算定しなければならぬ。」
こういうことになっておりますね。そういうこと
になっておりますのみならず、補助金等適正化
法によりまして、第六条三項によれば「補助金
等の交付の申請に係る事項につき」云々、そこで
「申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難
とさせないようにしなければならぬ。」というこ
とももなっております。こういうことにな
りますと、私は去年の実績がどうか、こと
しの何がどうか、何か平均して、足して割って
いくというようなことが正しいのか、もう少し合
理的な単価の設定のしかたがほかにあるのか、そ
れとも単価というのはもう通称単価というので
あって、別に財政的にそういう単価という明確な
文字どおりのものではない、こういうふうになっ
ておるのか、そこが自治省と地方事業主体と大蔵
省、また各省の凡百の予算査定をする単価なり基
礎の問題である、いまだ統一にこういう点につ

問題は、私どもの浅い調べによってみましても、これはもういつまでたっても解決しませんわ。大蔵省は予算の範囲内で、ないそでは振れまじと云っておりますから、法律で二分の一負担するとか四分の一負担と書いてあつても、適正化法に、地方財政法にこのような規定があつても、ないそでは振れまじと云うて、そこで適当にごまかしてしまふ。だから地方はだんだん赤字に追い込まれていくという、こういうことの悪循環になるよりはかかないのじやないかと思うのです。これは抜本的に問題点をはっきりして、単価とは何ぞやというところまで一べん突き詰めてみなければいかぬのじやないかと思つておるのですが、その点は法律の規定といま私が出しました問題点に対するお考えはどうです。

○柴田政府委員 法律論から申し上げますならば、こゝで言う積算単価というものは、個々の地方団体に補助をいたします場合の単価であります。したがって、予算単価とは別の概念であります。むしろ個々の補助金を出します場合の単価が法律上の単価だと考えます。しかし御指摘のようこの法律ができてから今日まで、毎年毎年同じことを指摘され、同じような努力を私どもしてきたのでございますが、いまだに問題は解決していません。それは御指摘の点もあらうと思えますけれども、実際に補助金をもらって仕事をした場合に、それがほんとうに足りておるのか足りていないのかということが実はよくわからない。昨年地方団体につきまして私どもが調べましたのは、実際に地方が行ないました仕事上の金額と補助金の基礎になった金額との差額であります。し

○吉田(賢)委員 きょうは時間がありませんので、これ以上話を展開するのはちよつと無理でありますので、政務次官にお頼みしておきたいのです。

たとえはさつきもシャブ勧告というのが片りんに出ておりましたけれども、私は長い間の国と地方行政並びに財政の配分とかあるいは税制の配分の問題とか、ないしは地方地方のお互いが信頼感に欠けるところがあるのかないのかというような政治の姿勢にまで突き進んでいって議論を展開しなければ解決してこぬ問題のように考えるのであります。でありますので、単に地方財政をどうにかしてくれ、よけい金をくれ、財政需要に応じてくれというような、そんなことばかり繰り返しておつたて、これは議論ばかりから回りすることになるのじゃないかと思われまします。やはり適当な機会に私は、場合によりましたら質問書でもよろしゅうございます、また文書で回答を求めてもよろしゅうございますので、地方財政のあり方はこれでいいのか、この実態に対して国はどうなすべきか、国がどうなすべきかということは、自治省がどうなすかというのじゃないに、内閣がどうなすのかということからもっと掘り下げていきた

い。そうするのでないこれは同じようなことをおそくは毎年繰り返しておるのじゃないだろうか、未解決で同じ問題が次から次と起こってくるのじゃないかと思われましますので、ぜひそういう機会をつくつてもらふようにお願いしたいのです。次官ひとつよく相談してくださいませんか。

きょうはいろいろな関係で時間もありませんからこれでやめます。

○中馬委員長 本会議終了後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後二時二十分開議

○久保田(円)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

銃砲刀剣等所持取締法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 ただいま議題となつております法案も、組織暴力団の取り締まりという点に主眼を置いた法案だというふうに伺つてゐるわけでありまが、最近における政府の暴力団取り締まりに関する対策やら、その状況等につきまして、まず御説明願ひたいと思ひます。

○江口政府委員 お答えをいたします。

暴力団犯罪の撲滅を期すという意味合いにおきまして、昨年の正月に交通事故の撲滅と並びまして、警察努力の二大目標として全国的に取り上げたわけですが、その後世論のバックアップ等もございまして、また内偵等の成果というふうなものも出てまいりまして、昨年中におきましては従来にも増して暴力団検挙の実績をあげたのでございます。お手元に配付いたしました資料につきまして、ごらんをいただければわかりますように、昨年中に検挙いたしました暴力団犯罪の総数は七万三千五百五十二件、人員にいたしまして五万八千六百八十七名と相なっております。

数字は一昨年に比べまして、大体件数で一割二分、人員で一割五分という増加を示している次第でございます。そのうち特に目立つてふえましたのは、率におきまして賭博が非常にふえておる。これは資金源をつくつという意味合いで賭博につきまして現行犯以外も手がけるという方針をとりましてたために急激にふえたわけでございます。それから数は多くございませが、二番目にふえた数字は証人威迫でございます。これは数は必ずしも多くございませが、暴力行為を抑圧するのにも必要証人の保護ということに関連しまして、証人威迫というものの事件を取り上げたという点にこれは特色があるかと考えます。第三番目に伸びております取り締まりは、やはり暴力行為等の取り締まりに触れますところの事案で、次に銃砲等の不法所持という順序になつてゐるようでございます。なお、この結果、暴力団が組を解散する、あるいは政治結社の名前をせつかく掲げたものを取りはすすというふうな事態もおいおい起こつてきてゐる状況でございます。この体制を続けて努力いたしますならば、すぐというわけにはいかぬにしても、最大の目標である暴力の撲滅ということも将来においては期待し得るのじやなからうか、こういうふうな考えであります。なお、詳しい点につきましては御疑問の点がございまして、私ないしは他の説明員から説明させたいと考えております。

○安井委員 順次数点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

いわゆる頂上作戦というふうな新聞が書いておりますけれども、親分のような立場の人を逮捕するといふような形の中から根源を断とうというふうな努力がなされておるとお聞きいたしますが、ただ、その組が解散をしても、それによつてちりばらばらになつてまた別の組に入つてしまふとか、あるいは地方に散らばつて、最近の傾向は暴力団のローカルの問題がたふさん起きておるわけでありまが、そういうふうな形になつていくおそれがあるのではないかと思ひますが、そういう

ような事態が起きないようにどういうふうな措置をされておるか、それをひとつお伺ひいたします。

○江口政府委員 頂上作戦という名前は、実は私たち自身がつけたのではなく、そういう傾向を示してもらいたい、そういうところまでいつてもいいという意味で、新聞等で幹部のところまでいく取り締まりをそういうふうと呼んでおるのではありません。自然私たちも頂上作戦という名前を現在までおるようないきさつでございますが、御承知のように末端のところでは暴力行為があれば、常識的には一つの団体を構成してゐる以上、その幹部なり首領なりというところにその罪というか、常識的な意味合いにおきましてはつながつていくわけでございますが、法律のたてまえとしてそういうわけにまいらないことは御承知のとおりです。したがらまいらぬ、頂上をねらうといつても、具体的にやりますのは下のほうの行為が頂上にまでつながる関連性をはつきり発見すること一つでございます。いままであらわれまして頂上をやつたという事例は、頂上に位する連中そのものの自分の行為をとがめられて、たまたまかかつておるというふうな状態でございまして、これは力はありますが、世間の常識とおり、組員がやればその責任者のほうにも当然及ぶといふことが御期待どおりにすぐいふかどうかといふことは、なかなかむずかしい問題だと思ひます。

しかし、世間の要望というものがその辺にあるといふことは十分承知しておりますから、これは努力によつてその間の関連性の解明に私たちは努力していかねばならない、こういうふうな考えでおります。

なお、一つの組がかりに解散しても、これはまた他の組に移動するのじやなからうかという御心配につきましては、私たちも多分にそういう懸念を持します。したがらまいらぬ、暴力団の撲滅といふようなことは、一方に警察力をもってこれを減滅していくといふことと、一方にやはり何らかの施策でこれを正業のほうに更正させるという面が

相まなければ、私はやはり個人個人の性格を切りかえない限り、Aの団体がなくなつても、Bの団体に加入するといふことがあり得ようかと思ひますから、総合的な広い暴力対策といふものが樹立されて初めておっしゃるような心配がない状態がまいるものだ、こういうふうな考えでおる次第であります。

○安井委員 組及び親分が逮捕されたといふふうな事態で、あるいはまた、そうでなくとも解散した組もだいたいあるようでありまが、それが一般の団員が市民の中にもぐり込んでしまつて地方に散らばつた、こういうことでは意味がないわけでありまが、その点、正業にきつちりつかせていくというそういう対策が政府の中になつてゐないかと思ひます。これは警察だけの責任ではないかと思ひます。警察として、政府全体の施策の中にどうすればいいとお考えなのか、またどういふふうな要求をされてゐるのか、それを伺ひたいと思ひます。

○江口政府委員 具体的にどういふことをしてもらいたいという要求は現在のところないとしておりません。そこまでの検討といふものはやはり専門専門のところだと思ひますが、いづれにしても暴力団退治といふことはわれわれが一生懸命やりまが、それを受けて更生のほうはお願ひしますといふことは、そのつどそのつど総理等にも申し上げてはいる次第でございます。どういふことをどうやってほしいといふところまでのことは、現在私たちにその答があるわけでございますので、具体的な要望をしたという実績はございません。

○安井委員 これは警察に最後まで責任を持つていただくといふふうな問題ではないと思ひますので、これは政府自体の問題として取り組んでもらわなければならぬ問題だと思ひます。ですから、法務省の関係やら、それから政府の官房長官やら、そういうふうな方々にも機会をあらためてお聞きをし、対策を要望してまいりたいと思ひますが、一たんつかまへられた団員がごく簡単に保釈をされてゐる。あるいはまた、仮釈放なども刑期

三分の一でそういうことになるわけでありまして、一たん隔離されたのがごく簡単な仕組みでまた社会に戻ってくる、こういうような点で不合理を感じておられませんか。

○江口政府委員 そのことに関しましては、警察官のみならず、むしろその被害者である一般市民の方々が証言等を拒まれるというのにはそこにあるかと考えます。この点につきましては、私たちが一般市民と同様にすぐ出てくるので困るという気持ちには十分持つておるわけでありまして、しかしそういうことが一つの原因となりまして、御承知のように昨年の議會で暴力行為等の処罰に関する法律の改正を見ましたので、将来はだんだんよくなるかと考えます。

なお、起訴そのものの問題にしまして、昭和三十八年についての私たちの統計では、暴力団の事件について、一〇〇の検挙をいたしますと、三〇が無罪放免で七〇の起訴を見ておる。七〇のうちで執行猶予に一〇くらいになりまして、三〇が罰金、体罰を食うのは三〇というふうなことで、百人中三十人が事実上人の目に見えるように罰を受けているというように相違しておりますが、これなどもさらに将来いろいろ全体を通じて考えるべき要素はなからうか、こういうふうにかえておられます。

○安井委員 これらの事後処理の問題は、法務省の問題ですから、これまた別の機会にいたしたいと思ひます。

あと伺いたい点は、ピストルその他の凶器の問題であります。最近新聞でも、警察側が相当積極的にこの問題に取り組んでいるという報道を見るわけでありまして、中には芸能人あるいは作家等がピストルを所持していたというふうなことで、問題を起しているようでもあります。それらの銃砲や刀剣については外国からの輸入経路——輸入といつてもこれは大部分密輸でありますけれども、そういうような問題に対するいまの取り組みをちょっと御説明願ひたい。

○大津政府委員 拳銃の取り締まりにつきましては

は、いままでも国内における密造というものがあつたのではないかといいことでこの捜査もやつておりますし、それから密輸入が相当数あるというところとでその取り締まりもやつておる。しかも、その密輸されたものが暴力団の手にほとんど渡つておる、こういうことが取り締まりを通じて見まされて現実に出ておるというふうなことで、暴力団対策を進める一方、拳銃の出所の糾明ということにつきましては特に努力をいたしておるわけでございます。と同時に、いままでも国内にありまして旧軍関係のもの、こういうような隠匿されていたものがまだあつた、それから駐留軍関係から盗難や持ち出されたというものがあつたというふうなことでございまして、最近の傾向を見てまいりますと、特に一昨年、昨年あたりから、海外から相当数の密造の拳銃が入つてきておる。御承知のように入内に入つて暴力団の手に渡つておるというふうなことが、検挙、捜査を通じて出てまいりました。それを初めは国内の密造じゃないかということと捜査をしてまいりましたが、これがフィリピンにおきまして密造されておる、それを日本の船員が参りまして、トランジスタラジオなどと交換をいたしまして、これを国内に持ち込んで相当な金額で売つておる、こういうようなことが出ておつたわけでございます。そういうようなことで、拳銃の不法所持の事実を検挙してまいりました数字も、三十七、八、九とだんだんにふえてきておるわけでございます。特にそういう密輸拳銃が、昨年の暮れから本年にかけましては、またエールフランスの航空機の機長が持ち込んできたものに關連したしまして、日本のホテルにおきまして従業員が關係をしておつたというふうな事案、あるいはまた映画俳優で京都の關係で検挙をいたしましたもの、あるいはさつきお話がございましたけれども、作家とか歌手とかいうような芸能人にまでこういう拳銃が渡つておるというふうなことが実際の検挙事例を通じて見られてきておるということでございます。こういう拳銃が海

外から入つてくるのを徹底して取り締まっていくな体制を今後一そう強化してまいりたい、かように考えておるわけでありまして。

○安井委員 私は、あとで用があらますのできょうは十分に深くお尋ねするわけにはまいりませんが、一つこの点だけ伺つておきたいのは、暴力団の資金の取り締まりについて、相当積極的な態度で警察は臨まれているように伺うわけでありまして。特に公共施設で芸能興行が行なわれる場合に、暴力団に關係のあるものは、それを拒否するとか、その他芸能人等と暴力団との結びつきを断とうというふうな努力、それに対して芸能人の側も相當積極的な反応を示しているというのを聞きます。この点、私は芸能界といふものと暴力団といふのは、そう簡単な結びつきのあるものであつてはならないと思ひます。それだけにいまの傾向はむしろしつかりやつてもらいたい、こういうふうな気持ちでいるわけでありまして、現在における実態、それからいままでも芸能人諸君が暴力団にたよらなければいけなかつたといふことは、これは警察が無効であつたといつたら少し言い過ぎかもしれませんが、あまりたよりにならなかつたといふことを裏書きするものじゃないかと思ふのです。警察があまり役に立たないといふふうなところに人たちが考へていたかどうかはわかりませんが、たとえばロケーションなんかがある場合も、やはり暴力団にたよらなければいけなかつた。あるいはまた、いろいろな興行を持つ場合にも、暴力団にたよらなければ成功をおさめることができなかったとか、そういうふうな事象が今日まで実に長い間芸能界と暴力団との結びつきを進めてきたのではないかと思ふわけですが、その点をやはり警察は十分に反省をしていただかなければいけないと思ひます。そして、いまこういうふうな傾向が起きている際に、暴力団より警察のほうがたよりになるのだと、こういうふうな実態をやはり示すべきだと思ふのです。その点につきまして、長官のお考えを伺ひたいと思ひます。

○江口政府委員 ただいまおっしゃるような点も過去においてあつたらうと思ひます。暴力団にたよつたほうが手つとり早いといふことは少なくともあつたことだらうと思ひます。し、なお邪推をすれば、暴力団にたよることによつて實際以上の顧客を吸収するといふことも、これはあり得たろうと思ひます。普通ならば五千人も一万人も毎日集め得るような芸能人じゃなくても、強制的に、あるいは暴力を背景として興行をやるといふことによつて顧客も集まるといふような例も私は皆無じやなからうと思ひます。過去のことを、どういふふうにとちを信用したかといふようなことは別問題として、警察の示す方向に従つてかえつて損をしたといふようなことのないように、将来ともわれわれの態勢はきちつと続けていかなければならぬ、こういうふうにかえてい

○安井委員 俳優協会等が暴力団との絶縁の声明ですか、そういうふうな形で対処しているといふことを新聞で見るとありますが、それについての暴力団側の反応はどういふふうな警察は見えておられますか。今返しをするとか、何かそんなふうな動きはないか。現在の段階において、反応の受け取り方ですね、それについてひとつ伺ひたい。

○江口政府委員 私も絶対にないかどうかといふことについては断言できませんが、少なくとも私自身の耳に入つておる現在の状況におきましては、暴力団のほうから、そういう動きをする俳優協会なり、あるいは芸能人なりに對していやがせがあつたといふことは聞いております。しかしながら、逆に芸能人等で、いままでもそういうルートをやつておつた、あるいはさつきいう背景でやつておつたといふものが、急に絶縁しろといふことになる、どういふ方法で興行をやつていふのかわからないといふような悩みといふものは、二訴えられた事例がございまして。

○安井委員 ですから、私が申し上げたいのは、一応いま芸能界がそういうふうな傾向に入らうと

決意をしている段階でありますから、この際、いままでなせ禁能界が暴力団のほうにたよらざるを得なかったかという実態をもう少し私は掘り下げの必要があると思うわけです。つまり、警察よりも暴力団のほうにたよるようになるというのは実はおかしな言い方で、暴力団からの恐喝的なそういうふうな事態の中で、暴力団にたよらざるを得なかった、あるいは少しぐらい金がかかっても警察に頼めば別に金がかかるわけじゃありませんけれども、金がかかっても暴力団のほうがプラスマイナスからいえば利益だ、こういうような判断も私はあつたのではないかと思ふわけです。だから、いままでの実態を掘り下げる中から、警察側がむしろ積極的に、いろんな興行の問題やら、あるいはまたロケーションの場合とか、そういうような場合に対する積極的な援助といひますか、そういうようなことを持ちかけるべきだと私は思ふのです。そうしなければ、いまの彼らの決意というやうなものが生きてくると思ひます。そうでない限りは、決意はしつぱなしで、そうはいつてもやはりいままでのしきたりがあるし、ずるずるとまたもとの道に入つてしまふおそれがあるのではないかと、そういうふうには思ふわけです。そういうやうな意味で私は申し上げてゐるのですが、どうでしょう。

○江口政府委員 先ほども申し上げたように、警察より彼らのほうが信用があつたというふうには、私、考えませんけれども、手とり早かつたということは認めます。したがいまして、将来、ロケーション等が暴力団に守られてしかやれないというやうな場合、それに肩がわりをして警察が守つてやるかというやうなことでございませうれば、私は必要によつて十分そういう手は打たなければならぬと考えます。現に、まあ興行界というのはずいぶん昔からあつたもので、私たちも深くその関係は実は知らなかつたのですが、競輪等が戦後に起こりました際には、その競輪場の警備等に、市当局等は、その辺の何々組というのを雇つてきたほうが一番早いというやうなことをおつ

しやつた事例があるのです。しかし、関係いたしました警察といつたしましては、もちろん警察として手は足らないけれども、そういうのを初めから入れるというのではだんだん悪いせがつくから、相当無理をしてもそういうところの警備は私たちのほうでやりますからということで引き受けたやうなことも各県ございます。だから、そういう考えを推し進めますれば、将来ロケーション等でほかの人にじゃまされる、だれかがそれを守つてやらなければいかぬというやうな事態がありますれば、警察で協力してやつてやるということとは当然のことであり、私たちとしてはそういう覚悟をしておるわけでございます。

○安井委員 それでは一つ最後に、この暴力団の資金源の問題について、たくさん問題がありますけれども、いま興行の問題についてもう少し真剣に取り組まなければいかぬのではないかと私は思ふわけですね。いまは公共施設の使用拒否だとかなんとかいう形で対処しておりますけれども、いつまでもこのままではいけないのじゃないか、興行界のシステムそのものに根本的なメスを入れる必要があるのではないかと思ふわけです。そういう点、警察はどういうふうにお考えでしょうか。また興行界の問題は、警察だけが責任を持つて処理すべき問題かどうか、私もちょっと疑問があるわけですが、どうも、どういふふうにお考えでしょうか。

○江口政府委員 興行界全般の問題の改善について、警察だけでやれるか、あるいは警察だけが責任があるかということにつきましては、私は疑問というよりも、そういうことじゃないという気持ちを持つております。しかし、少なくとも興行界を正常化するために違法な状態というものを排除するのは警察の責任だと考えますので、たとえば資金源と申しまして、正常な興行で、正常な収入を得ているというものでなく、どういふやうな収入を得ているというものでございませうが、たとえば強制的に札を売ること、あるいはい

は入場人員等をごまかして脱税をはかるとかというやうな、そういう個々の違法な事柄につきましては、嚴重に目を光らして、正常な興行状態というものを、だれがやつても同じという状態をつくらなければいけない、こういうふうにお聞かせます。

○安井委員 それでは、きょうはこの程度にして、また次にいたします。

五十団体、壊滅状態になつた団体が三百一十一団体、事務所など閉ざして事実上活動を停止した団体は三十一団体、合計三百九十九団体でございます。構成員の数が千七百七十五名、壊滅状態になつた団体に所属していた者が五千四百名、事務所などを閉ざし活動を停止した団体に所属してありました人数が七百四十八名、この合計が七千九百二十三名になるわけでございます。

○川村委員 関連して一、二点簡単に尋ねをしておきます。

これら五十団体の壊滅状態になつた理由によりまして解散、壊滅したものでございませうが、解散、壊滅といふのは、これが全部きれいに正業に転換した、こういうふうに見られるわけではございませぬので、中にははつきり正業についた者もございませうが、中にはまだ正業につかない、あるいは他の団体に入つてゐるのではないかと思われるやうな状況の者もございませう。以上でございます。

銃砲刀剣の所持取締法の改正の審議に入るわけでございますが、それについて、いま問題になつております暴力団関係の実情を少し聞いておきたいのでお尋ねをするわけです。ちよつとおくれば来ましたのでたいへん恐縮ですが、きょういただいた資料は一枚紙の資料がございませうが、これは昭和三十一年一月現在の暴力団の現況等を示してあるやうであります。この資料は、ちよつと昨年の六月皆さん方からいただいた資料と全く同じであります。約一年間経過してゐるわけですね。この

○川村委員 いま御説明いただいたように、解散をした団体五十七、壊滅状態に落ちたというのが三百一十一団体、事務所を閉鎖したというのが三十一団体、こういうことでありますが、つけ加えて御説明がありましたように、これらが全く正業についたとは見られない者も相当あるやうであります。あるいは擬装的に事務所を閉鎖した団体もあつたかもしれない。それらに所属してゐる三百九十九団体の七千九百二十三名、こういう諸君がどのやうなその後行動をとつてゐるか、全く正業についておるのか、あるいは他の暴力団の中に入り込んでゐるのか、そういう点につきましては、当局はどういうやうに把握しておられるのか、あるいはその努力は重ねておられるのか、こういう場所でごまかすところまで御説明をあるいはいたさないかもしれませんが、お話をいただける範囲においてその点を説明願ひたいと思ふ。

○関根説明員 昨年一年間に取り締りました結果、暴力団体が解散、あるいは暴力団構成員の人数に変動がございまして、ただいまその最終的な数字を集計中でございますが、中間的に、現在一年間に団体がどうなつたかという点だけを取り上げて申し上げますと、昨年一カ年間に三百九十九団体、取り締まりによりまして解散、壊滅したものでございませう。その内訳は、解散した団体が

○関根説明員 第一線におきましては、取り締まりによつて解散、壊滅しました団体の構成員が現在どのやうになつておるかというところは把握して

おるのでございますけれども、私どもは、現在数字でそれがどうなったか、こういうふうに申し上げるわけにはいきませんので、概況として、ただいまかなりの人々が正業に転換しておりますけれども、それ以上の人がなおはつきりと正業についてということとは、いえないような状況でございます。

〔久保田(円)委員長代理退席、亀山委員長代理着席〕

○川村委員 これは取り締まりの上から非常に重要な問題でありまして、こまかな方針あるいは具体的な方法を聞くわけにもまいらないのではないかと思っておりますが、その解散をしたであろうといわれる三百九十九団体に所属しておる七千何百人の諸君の氏名等は、これは明らかにつかまえてございますね。

○関根説明員 第一線では把握しております。

○川村委員 私はこの後もやはり、一年、二年、三年と年月を追うて犯罪等が発生した場合に、これらの諸君の歩き方というものが大きな問題点となるのではないかと考えておりますから、こういう点についてお尋ねをするわけですが、先ほど長官から安井委員の質問にも答えておられたと思うのですが、皆さん方がこういう暴力犯罪について逮捕なさる、そうして起訴を受ける。ところが、突刑を受けたものは三〇％なんです。三〇％以下だともいわれておりますが……。ほとんどあとの七〇％は起訴猶予になる。あるいは罰金刑で直ちにその処罰が済む。こういうことで大部分がまたもとと古巣に帰っているということをよく聞くわけです。私は、この仲間には、こういう組織の中には、やはりどうしても彼らは足が洗え

ない、何がそういう大きなものがあるものだと推測するわけですけれども、皆さん方がかりに逮捕されて、いろいろお調べになって、逮捕された者がすぐ罪を受けるというわけではないでしょうけれども、それらの諸君がほとんど簡単に罰金刑で済まされるとか、あるいは起訴猶予になって大手を振って自分の古巣に帰る。これは刑法のたてま

え上やむを得ないかもしれませんが、この古巣に帰っているという、世の中に出ているという、みづから所属する組織に、あるいは関係のそういう組織にまた足を踏み込んでいくという、そういうところには非常に大きな問題があるのではないかと思います。長官はそういうような問題についてこの後どういう対策を立てるべきであるか、ひとつ抱負所見を聞かせていただきたいと思えます。これは警察当局では、とても十分なる手の打てない問題ではありましようけれども、あなたの立場で刑法上の問題、あるいは取り締まり上の問題等々いろいろお考えになっておることをこの際聞かせておいていただきたい。

○江口政府委員 先ほど安井委員にもお答之申し

上げまたとおり、このことに、いまおっしゃったような事柄が一番重要な事柄であるということについては御同感でございますが、それじゃ、はたしてどういう具体策を持っておるかという点になりますというところ、率直に申し上げまして名案というものは警察としては持ち合わせていないわけでありまして。ただ言えることは、暴力団という団を組んで暴力行為をするということの存在の基盤は、もちろん個々人の暴力性もあるでしょうけれども、そうじゃなしにやはりそういう形が割りが合うというようにあるだろうと思います。

しましたが、やはり暴力団の行爲は、個々人の偶発的な暴力行爲等と違って、重い制裁を受けるといふことが暴力団というものを存立せしめな
い一つの大きな条件ではなからうか、こう考えま
して、昨年の法務省から御提出になった例の暴力
法の改正等にも全幅の賛意を表してきたわけでござ
います。

それから第二には、現在すでに暴力団の組織員になっている者はさておいて、その補給源になっている青少年不良団というものにつきまして、私たちは一番大きな力を注いでいくべきだ、こういうふうに考えます。暴力団員でありまして、まだんだん年をとったり、あるいは刑を重ねて終始刑務所におるといふようなことになりましたれば、そ

れで種が絶えるわけですが、ちっとも減つてまいらないのは、新しい分子がさらに供給源として現存しているところにあるのでございまして、この青少年の不良化対策というものが、長い目で見た暴力団対策の一番根幹になるのじやなかろうか、私はこう考えて、これこそ政府が全力をあげて青少年の非行化対策というものを行なうことによって新しい供給源を絶つ。それから現在ある暴力団については、それがあつること自身が引き合わないというような法的な措置をする。そうしてそこから足を抜け出すものについては、十分正業につき得るような条件を、これまた政府なり社会全体の総合的な施策でやっていくといううなこと以外には、そう急な即効薬があるように私には思えません。お答えになるのかならぬの存じませぬけれども、私はそういう考えを持っている次第でございます。

○川村委員 長官からいろいろお話がございました。

たが、こういう組織暴力に対する一つの刑の問題も確かに考えられる対策の一つではないかと思われれます。さらには御説のように非行青少年対策、これはずっと前から一つの大きな社会問題となっているのでありますから、この非行青少年の対策というのがやはり大きな問題であるということも考えられると思います。ただ私は、長官に、あなたのお立場から、あなたのほうの今日までの非常に苦勞しておられますその体験等に基づいて、もっと広い視野で対策をぜひ考えておいていただきたいと思うのです。いまお話しのような点はもっともなことでありましょうけれども、このようなお話しのような点だけでは、今日のこのおそべき状態というものはどうしてもなくならぬの

ではないか。たとえば先ほど安井委員も申しあげておりましたけれども、興行関係との結びつき、なぜ一体俳優さんや歌うたいをするような人たちがピストルなど持たねばならぬか、その原因は、要素は一体何なのか、こういうような問題もえぐって、皆さんの方のほうからやはり対策を進めていただく必要があるのではないか。あるいは地方興行

等について、今日では、へたをするゝ、皆さん方から追われた諸君が、いわゆる皆さん方の取り締まりにはからぬけれども、やはり資金というものを獲得するために、警察の網をはれていろいろと仕事を伸ばしていく。やがてはそれがまたおそるべき組織暴力の温床となっていくことなるとがあるとするならば、私は、あのような興行関係の法律というものもある程度考えてみる、検討してみるといふ問題が存在するのではないか、こういうことなど考えておるわけですが、そういう点につきましても、やはりこれらの一番大きな課題をになって苦労しておられるし、また、この取り締まりに深い体験を持っておられます当局が、皆さん方のほうが広い視野でいろいろの具体策を考へていただくことを実は要望してやまないわけでありまゝ。またいづれ、銃砲刀剣等の取り締まりの審議に入りましたときに、それらの関係等につきましてもひとつ十分お聞かせをいただくよう

にしたい、
こういうふう
に存

きょうは一言、暴力団のここの一年ばかりの現況等をお聞きしてやめたいと思います。

○亀山委員長代理 田川委員。

○田川委員 私は、この法案に関連して二、三お伺いしたいと思います。

その前に、暴力団のことについて少しお聞きしたいことがございますが、いまやっておられる警察当局の暴力団に対する取り締まり、組織暴力に対する取り締まりは非常に果敢にやっておられるようで、私も敬意を表する次第でございます。ただ、こうした取り締まりは線香花火に終わりがちでありまして、もしそういうようなことにはなりませんと、かえって弊害が起るのでは、ないか。

と私も心配しておるわけです。たとえば親分が逮捕された、また金の出どころがなくなる、そうした結果、追い詰められた暴力団は、逆に言った手負いのイノシシみたいなものだと思うのです。そういう意味から、こうした取り締まりというものは絶えずやっていく。それからもう一つ大事なのは、国民には、警察として、皮膚科、つたこ

らずに届けさせるような啓蒙も必要だと思ふのです。それから先ほど長官も言われましたけれども、そうした暴力団的な人々に正業を与えるというような事後処置も大切なことだと思ふのです。長官は先ほど、具体的な対策は持ち合わせないといふことでありまして、非常に残念なことではありますが、それはともかくとして、このような取り締まりが一体いつごろまでやられるのか、永続的にずっとやられるのか、その辺のところをお伺いしたい。

○江口政府委員 暴力団対策といふことを警察の目標に掲げましたのは、御承知のように昨年の正月からでございます。その以前におきましても、われわれ古い記録を繰りますと、過去におきましてもそういうことは数回行なわれておるようでございます。最近におきましては、昨年の二大目標として暴力と交通を取り上げたのは御承知のとおりでございますが、ことしの初頭にあたりまして、やはり警察として何に重点を置くべきかといふことをいろいろ議論をいたしましたときにおきまして——これはもちろん目標といふものはその時代によって変わっていくわけでありま

すけれども、警察としては、やはりことしも去年と同じ考えで暴力と交通といふのが中心である、こういうふうに来議一決して、全国の警察をあけて一番大きな柱に立てているのは言うまでもございませぬ。しかし、いつまで続くか、こうおっしゃいますと、五年間だとかあるいは十年間だとかいふことを私がたゞいま約束するといふのは適当でないと思ひますけれども、少なくとも暴力団といふものが存在し、それが弊害を流しておるといふ状態の続く限りは、警察の一番大きな目標になることは私信して疑つておりませぬ。おっしゃる通りに、線香花火で終わりますと、むしろ弊害のはうが出てくることは当然でございます。いま、警察に協力した者がばかを見るというやうなことになるかと思ひますので、これは半永久的に続くものだというふうに御了承願ひたいと思ひます。

○田川委員 長官の決意を聞いて非常に頼もしく思ひます。ぜひともこういうような暴力行為がなくなるまで努力をしていただきたいと思ひます。次にお伺いしたいのは、いわゆる組織暴力といふのは一体どういふことをいふのか、ちよつと形式的なことになりますけれども、警察でお出しになっておられます「警察の窓」に、暴力団とはな

なると書いてありますが、集団的にまたは常習的に暴力的な不法行為を行ない、または行なうおそれのある組織といふことが書かれておりますが、こういうものは、ばくちであるとか、それからテキヤであるとか、あるいは青少年不良団その他暴力団といふような説明が書かれておりますが、大体こういうものをさしていわれておりますか。

○江口政府委員 そのとおりでございます。○田川委員 この組織暴力の種類でございますが、この中でいわゆるテキヤであるとか、ばくちであるとかいふやうな取り締まりは、わりあい目立って行なわれるわけでありま

すけれども、その他の暴力団の中に比較的目立たない、そして非常に知能的な暴力をふるうものがかなりあるのではないかと私は思ふ。たとえば一時数年前に問題になりました都庁に巣くつてゐる赤新聞、ごろつき新聞であるとか、あるいはまた大きな会社に入りをする小新聞、さらに株主総会にあれば込む総会屋、こういうものが比較的に見のがされがちでありま

す。いまやっておりますいわゆる暴力団の取り締まりといふのは、こういうものを含んでおやりになっておるかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○江口政府委員 詳しいことは捜査二課長からお答えさせますが、暴力団ないしは組織的暴力団、こういうおぼろげの中には、赤新聞等が一つの例をなしておればもちろん入るわけですが、これ

が個々の人間がやっております場合は暴力団といふけにかなないわけでございます。おっしゃるやうに同をなしてやっております、知能的な暴力行為については、外見に見えても、肉体的な物質的

な暴力と違つてつかみにくい点はもちろんござい

ますけれども、十分そういう組織があつて、そ

ういふ知能的な暴力をやっておりますものがあれば、暴

力団だと私たちにはもちろんいえるわけでありま

す。おそろくその他の中にはそういうものも幾ら

か入つておるものかと思ひますけれども、関根課

長から補足的に説明をいたさせたいと思ひます。

○関根説明員 ただいま長官から御説明された

とおりでありますけれども、その他の暴力団の中

に、小グループなどで暴力犯罪を繰り返すものと

いふものがありまして、いわゆる会社ごろ、新聞

ごろといふものがこういう範疇に入つておりま

す。新聞ごろと申しますのは、ただいま御指摘ご

ざいましたやうな新聞あるいは雑誌などの報道機

関の公共性といふことをバックにしながら、会社

や個人などの弱点、非行などを探つたり、あるいはこれを種にして記事にするぞといつておどかし

て、原稿を買ひ上げろ、寄附をしろ、広告料を出

せ、こういうやうなことをやっておりますグループを、一

応その他の暴力団の中に入れまして警察では把握

しておる次第であります。

○田川委員 私が聞きましておるのは、そういう

定義ではなくて、いまやっております組織暴力の取り

締まりに、いまあなたの言われたやうなものが

入つておるかどうかといふことであります。

○関根説明員 入つております。

○田川委員 入つておればつこうでございます

が、どうもいままでやられておる取り締まりの重

点が、どうもいままでよりも、むしろテキヤである

とか、何々組であるとかいふほうに重点が置かれ

てやつておるやうに私どもには見えるのでありま

すけれども、いかがですか。こういう、いま言つ

た総会屋であるとか、そういう者に対しては相当

力を入れておられるのでしうか。それとも、い

わゆる暴力団に重点を置いておるのか、どちらに

重点を置いておられるのか。

○関根説明員 ただ抽象的にどちらに重点を置い

ておると申しまして、これはそれぞれに目を同

けてやつておるのでございますが、これを数字の

ほうでちよつと御説明してみますと、三十八年一

年じゅうと三十九年一年じゅうの検挙人員がござ

います。三十九年の検挙人員五万八千六百八十

七の中で、いわゆるばくちの種別に入る者が一万

四千六十、全体の二四%でございます。それからテ

キヤの種別に入ります者が七千七百七十で約一三%

簡単ではないようでありませうけれども、たとえば
コロムビアであるとかピクチャーであるとかいう芸
能社が地方で興行をする場合には、東京の主とし
てある大きな代理店にあつて、せんで頼むわけだす
ね。そしてその代理店がさらに地方の代理店、興
行主などに頼む、そしてそれがまた商店会などに
頼むというような中間形式になっておるようであ
りますが、そういう中間の芸能社、興行会社、こ
ういうものに悪いことをしないで元暴力団だった

というものがかりにあるとしたならば、私はそれはそれでけっこうだと思ふのですけれども、どんなものですか、そういうものも今解散させるといふことでありますか。

○関根説明員 実態が暴力的な集団でなく、また常習として暴力を行なわないような実態であり、かつ、従来から暴力団であつたとしても、そういう組織から縁が切れておるといふことで、正業として興行を行なつておるといふことであれば、それは純然たる正業であり、問題になるものではないといふふうに考えます。

○田川委員 いま私が言いました、中央のたとえばビクター芸能社とかコロムビア芸能社が興行の依頼を頼む芸能社、たとえば神戸芸能社とかあるいは江東楽天地とかいうようないろいろな芸能社が相当にありますね。そういう芸能社のうちに暴力団的な色彩のない芸能社と、暴力団的な色彩のある芸能社とどっちが多いですか。

○関根説明員 はっきりどちらが多いといふことは申せませんが、第一線の実際に仕事をしている者から聞き及んでいるところから概括的に申し上げますと、暴力団関係のほうが多いといふふうな感じがいたします。

○田川委員 これはちょっと勉強不足だと私は思う。ぼくが調べたところでは、数は逆だと思ふ。いわゆる暴力団の色彩の全然ない、正式といふことばがいかどうかかわからぬけれども、そういう芸能社のほうが多いと思ふ。比率を言うところも私は受け売りですからはっきりした数字は言えませんが、大体八対二くらいだと思ふ。もう少し調べて、そうした芸能社の種類を委員会に出していただきたい、出せますか。

○関根説明員 特定の府県で暴力団に関係ある芸能社といふもので把握している数はございますので、それをもとにして申し上げますので、全国的に調べるのとすればかなり時間がかかると思ひます。

わゆる地方へまた委託をするといふ芸能社、たとえばビクター芸能社とかコロムビア芸能社、江東楽天地というような種類の芸能社です。

○江口政府委員 暴力団団体約五千、人数にして十八万といふことを常々申し上げておりました、この中身を具体の場合以外に言っていないといふのもそういう点にあるのでございまして、私の聞くところでは東京に相当ある中で、三十幾つとかは明らかに暴力団関係の芸能社だといふふうに報告を受けたことはございしますが、その三十幾つにしても、その名前だけでそれが暴力団だといふことをあげていくのはいかがが。それは事件を起こした場合に私ははかまわないと思ひますけれども、それが更生していく、あるいはその中から暴力団員だと思はれる者を排除していったあと、それが正常な興行を続けていくといふような更生のしかたがある。それをつぶしてしまふといふことなら別でございすけれども、それはできないといふような意味で、幾らうちに幾らぐらゐを警察としては暴力的な芸能社として見ているかといふ抽象的な数字なら私はあげることができると思ひます。しかし、具体的にA、B、C、は暴力芸能社だといふようにいふのはいかなるものでございましょうか、ちょっとちゅうちゅうするわけでございす。

○田川委員 芸能社の種類はわかると思ふのです、ビクターだとか江東楽天地だとか。その中で、どれが暴力的な色彩があるのかという格づけがなかなかむづかしいといふお話ですね。それはけっこうです。ですから、私が言うのは、大きな芸能社、これは調べればすぐおわかりになると思ひます。それがわからないと、暴力団と芸能界のくされ縁を断ち切れないと言つたつて、それはそれだけのことであつて、その実態をよく把握しなければ簡単には私はできないと思ひます。そういう意味で中央的な芸能社といふのはお調べになればすぐわかると思ひます。それが出せるか出せないかといふことを私は伺ひたい。

○江口政府委員 私が申し上げるのもそういうこと

とでございまして、中央的な芸能社が幾らあるかといふことはわかると思ひます。現にわかつていふと思ひます。それから、その中でどれとどれとを暴力的な芸能社だといふかといふこともわかつていふはでございす。ただ、それを名前をあげていくといふことはいかががと思ひます。幾らうちに幾らぐらゐを警察としてはそういうふうに見ているといふ数字ならば私は出せるかと思ひます。

○田川委員 その数字でけっこうでございます。それから、あともう少し芸能関係のことについてお聞きしたいのですが、時間がありませんから、また数字をいただいてから質問をさせていただきます。ただし、私は誤解があるといけません。が芸能社の代弁でもございせんし、それから暴力を肯定するものでもございせん。

次に、本題の法律にちよつと関連をしてお聞きをいたしますが、銃砲刀剣類等所持の今度の改正について、ビートルなどの輸入禁止規定を新たにいたしました。たいへんけっこうだと思ふのですが、一体この筆銃などの輸入をどうやって取り締まつていくのでしょうか、具体的な取り締まりの方法をお聞きしたいと思います。

○大津政府委員 拳銃の輸入の取り締まりということになりますれば、やはり水ぎわでこれを捕捉するといふことが一番の対策でございすので、そういう取り締まりを進めてまいらなければならぬといふことを考えておるわけであります。したがいまして、主要な港灣はもちろん、あるいは空港等につきまして、税関ともよく連絡をとり、また、警察といたしまして、従来の捜査からいたしまして得ました情報その他によりまして、十分にそういう点の情報に検討いたしましたして、その実態をつかみ、その情報に基づいて、出入する外国人あるいは日本人のそういう密輸の仕事をやつておる、こういうものの追尾をいたしまして、これを捕獲するといふことをやつてまいりたい。さらにはまた、外国の警察との間におきまして、情報交換、連絡、協調をいたして、これを押えていく、

こういふようなことを推し進めてまいりたいと考えておる次第でございす。

○田川委員 水ぎわで密輸を取り締まるということでありまうけれども、今度の新しい法律ができて、さらにその水ぎわで取り締まりを厳重にする具体策がありますか。たとえば警察力をふやす、羽田でいえば東京空港署の署員をふやすとか、そういうような計画がございすか。

○大津政府委員 羽田の警察につきましては、絶えず税関当局とも連絡をいたし、情報もかわしておるといふことでございす。現在の定員をさらにふやすかどうかといふことでございすけれども、これは今後の増員計画もございす。現在のところ百五名というように定員であるといひますが、さらにこれを少しも増加をしたいといふことを聞いておりますので、増員対策も警視庁として考えておると考えるわけでございす。

○田川委員 私が伺ひたいのは、この取り締まり規定を新たに設けたことによつて、従来と取り締まりの体制が違つてくるのかどうかといふことをお聞きしたいのです。同じかどうか……

○大津政府委員 取り締まりの体制といたしましては、従来以上に、こういう密輸罪も設けていくといふことでありますので、捜査専従班を設けるなど、さらに相当力を入れていかなければならぬ、かようなことを考えておるわけであります。

○田川委員 力を入れるには、現在のままで十分できるかどうかといふ心配が私どもにあるわけですが、去年入つた人が日本人だけで十八万四千八、外人が二十七万五千人ある。そういう大ぜいな出入国があつて、それからさらに、そういう密輸が地方にだんだん多くなつてきている、手薄なところをねらつて多くなつてきているといふことも私どもは聞いておりますが、はたしてそういう水ぎわで取り締まりができるものかどうか、どうも私も非常に心配なんです。この点はどうでしょう。

○大津政府委員 確かに、税関を通る旅客すべてについて、拳銃の不法所持があるかどうかということ、全部をそういう嫌疑者として見ていくという事は、事実上できないことであると思ひます。したがらば、従来の経験から申しまして、相当情報がありまして害疑の濃いというようなものの特定をいたしましてやってみて、それから、麻薬などの例を引き出しては何でございませうけれども、やはり麻薬のようなものでも地方の港へ入っていくような事例もございまして、また大きな港でこれを捕獲しておるということもございしますが、こういうものもすべて情報に基づいて、外国との情報交換あるいは国内でいままでも密輸入に携わつておつた者というような者の提供した情報、相当確度が高くて、これを検挙しておるというような事例もございまして、そういうことを専門にやる係を設けて、いままでも以上に検討してまいりたい、かように考えております。

○田川委員 羽田の税関の様子をこの間ちょっと見てきたのですが、何かあそこで銃砲等の取り締まりをやるといふことはとても困難なように私ども思ひます。でありますから、できるだけほかの面でそういうところを補つてやってみていく以外に、ちよつと方法ないと思ひます。どうでしょう。大蔵省などとも少し連絡をおとりになつて、水きわで、空港で押える方法をもう少しお考へにならないと、いままでも同じような状態じやないかと思ひます。私この間羽田に見に行つてびっくりしたのですが、飛行機からおろした一般の貨物、手回り品じやなくて貨物は、一たん空港の会社の保税倉庫へ入るわけですね。エアランスならエアランスの保税倉庫は、大体この委員会の大きなさくらにのところに一ぱい荷物が詰まつておる。そしてこういう部屋がたぐさあるわけですね。そこへ飛行機からおろした荷物が検査をされないで入つちやう。関税法からいうと、飛行機がおりたときにそこで調べて、そうして保税倉庫へ入れるというたてまえになっておりますけれど

も、いまの能力からいつたらそれができない。そして一たん倉庫へおさめてから、一日、二日たつてから品物と書類と照らし合わせる。そしてその貨物が今度は輸入業者から引き取られるときに税関で照らし合せている。そういうような仕組みになつておる。これは、いまの関税法が古い法律で、昔の船の輸出入の場合を想定してできた法律であるから、そういうところは非常に手ばかりがあると思ひます。この間のフランス機長の事件ばかりでなく、銃砲等の密輸入の場合、いろいろ聞いてみますと、そういう保税倉庫を利用して犯罪が行なわれているという例が多いですね。調べてみますと、空港の係員がいろいろ不正をやる。いまの状態だと、航空会社の雇ひ人が悪いことをしようと思へば何でもできるわけですね。そういう非常に不完全な状態でありまして、私は空港ではなかなかそういうものは押えられないと思ひます。ぜひ税関とあなたの方と、もう少し取り締まりの方法を検討していただきたいと思ひます。あの保税倉庫に――各飛行機会社のこういう倉庫がたぐささん並んでいふのです。税関で一体何人でやつていふかといふと、勤務員五人です。五人ではとてもその倉庫の扱いなんではいけませんものじやありません。それをひとつぜひ相談をしていただきたいのであります。どうですか。

○大津政府委員 御承知のように、非常に少ない職員で税関当局もこういう点に取り組んでおるというところでございまして、警察といたしましては、必要に応じて、犯罪事件があるというやうな場合でありますれば、応援の要請を受けまして、それに立ち合つていくというやうな方法もないわけでもないと思ひます。十分打ち合わせをいたしまして今後の取り締まりを進めてまいりたいと思ひます。

○田川委員 時間がありませんが、最後に銃銃です。最近銃銃が非常に精巧なものができて、ライフル銃なんかがありますけれども、ぼくはこれが非常に危険なものじやないかと思ひます。暴力団なんかでも、ピストルを持たないで銃銃持つておれば大体だいじやうぶだということを言つておるようですが、この銃銃輸入もかなり多い。羽田の税関なんかでピストルはほとんど領置します。そしてライフル銃なんかは許可がなければそれで領置するわけですが、羽田で押えられたそういう銃砲等のうち、銃銃なんかはすぐ申請して、公安委員会が許可を求めれば、みんな持つてつちやう。そういうことでどうもいま銃銃は、暴力団の關係にいたしまして何か非常に軽く取り扱われているやうな気がするんですけれども、これに對してもう少し規制がないのかどうか、お伺ひいたしたい。

○大津政府委員 銃銃につきましては、少なくとも今度の法律改正におきましてその処理について、若干その所持、移動の場合の規制というやうな点を考へておりますが、これも根本的に輸入を禁止するとかいうやうな、拳銃等と同じようにするといふところまではいっておらないのでございまして。確かに御指摘のやうな点もあるわけではございますが、やはり銃銃がイノシシ、クマ、あひうふやうなものまで撃つために必要であるといふこととございまして、そういうものの輸入を禁止するといふところまではいかなないのでございすけれども、他の条項を活用いたしまして不法所持をこの際取り押さへたいといふことと、その移動についても規制を強化していくという方向で対処してまいりたい、かように考えております。

○田川委員 銃銃のライフル銃は機関銃と同じです。それから戦争中の三八式歩兵銃といたして変わらないうやうな非常に強いものと私は思ひます。そこで第五条に公安委員会の許可を受ける条件がありますが、この中の「他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがある」と認めるに足りる相当な理由がある者、これは一具体的にどういうやうに解釈したらよろしいのであります。

○大津政府委員 第五条の第一項の第六号「他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがある」と認めるに足りる相当な理由がある者、これは、現在とつております解釈といたしましては、殺人、傷害、強盗等の犯罪を犯し、または再犯のおそれがある者、それから不法所持の罪を犯しましてまだ確定判決を受けていない者、それから生命、財産、公共の安全を害するおそれがあると認められる者、こういう者がこの第六号に該当する者と考えておるわけではございまして、先ほど申し上げましたやうな種類の犯罪を犯し、または再犯のおそれがある者、あるいは現に生命、身体、財産、公共の安全を害するおそれがあるといふ者につきましては若干明確を欠いておるといふことから、各都道府県警察におきましてその運用につきまして取り扱ひが若干区々になつておるといふ点もございまして、この点、昨年、各府県に對しましてこれを処理するやうにいたしておるわけでございまして、その考え方といたしましては、殺人、強盗、傷害等の暴力的な不法行為、こういうものを犯しまして、そうして罰金以上の刑を受けるというやうなことになる者につきましては、刑の執行を終り、あるいは執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者、それから銃砲刀剣類を用いてそのやうな暴力的な不法行為を行つて罰金以上の刑に処せられた者、その刑の執行を終り、もしくは五年を経過していない者につきましては、原則として再犯の疑いがある者として検討をする。それから暴力的な不法行為を行つて罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、もしくは五年から十年というやうな者で、改悛の情が認められないというやうな者、それから暴力的な不法行為を行つた者のうち、その当該行為について現に刑事被告人あるいは被疑者となつておる者について、先ほどと同じやうな疑いがある者に該当する者として十分検討をするといふことにいたしております。それから暴力団の構成員というやうなことが明らかである者のうちで、そういう暴力的

な不法行為の前歴があり、かつその前歴のある他の構成員を直接支配しあるいはその者の直接の支配を受けているという者につきましては、やはり再犯の疑いがある者に該当するとして十分検討する、こういうことにはいたしておるわけでございます。それから犯罪の経歴がなくとも生命、身体、財産、公共の安全を害するおそれがある者といしましては、短気粗暴な行状、あるいは酒癖があつて粗暴な行状がある、そういうような者は十分に検討する、こういうことでこの第五項六号の運用を全国的にも同じような歩調で十分に検討していくように申しているわけでござい

○田川委員 そうすると、大体いまの何々組とかテキヤとかいうようなところでは、獵銃は持たないものというふうに解釈してよろしうござい

○大津政府委員 この第五項六号の解釈からいたしまして、いま申し上げましたようなものに該当してくる者が大半でございまして、そういう意味では許可が非常に困難であるということでございます。

○龜山委員長代理 森田委員より関連質問の申し出がありますから、これを許します。

○森田委員 いま田川委員からの質問を聞いておりました、関連した二、三の点をお伺いしておきたいと思ひます。

第一に、これはいまここで私、青少年不良団というものが千九百二十七、これの構成員数は四万九千七百六十五人、この数字を見て実はびっくりしたのです。大体暴力団というものは、ばく徒、テキヤ、この辺が中心のものといふのは、よく考へておつたのですが、ここに青少年不良団と称するものが、こうたくさん出てくるということになると、これは容易ならざる社会問題だと考へる考へるものでお伺いしたいということなんです。これは、ここでは公安委員会の問題なり、あるいは警察庁の問題なりとしていま取り上げられたので警察庁の方々がおいでになつていられると考へるのです。

が、これは決してそういう限られた官庁において取り扱うべき問題ではないと思ふ。非常に影響するところも広いし、原因するところもまた種々の方面にある、こう考へられるので、私は一体この非行青少年——これは団を扱つたようですが、非行青少年としての個々の問題なり個々の人の数はこれに何倍するほど多いものだらう、こう考へるわけなんです。これを一体どうするかというところなんです。そこで、これは一つの官庁で、その与えられた権限内の問題として処理する面だけを扱つておつたのでは、とてもこの問題を解決することはできない、私こう平素考へておる者の一人なんです。そこで長官にお伺ひしたいことは、一体各官庁がどの程度まで有機的な関連性を持つて、この問題を国全体の大きな問題として取り扱うことになつてゐるのか、その関連性の現状といふようなものをもしお伺ひできればと思つていま立つたわけなのでございしますが、どうでしょう。

○江口政府委員 青少年の不良化につきましてはおつしやるおりでございまして、また暴力団の絶滅という点から、これが最後的には供給源になるわけでございまして、私たちが重大な関心を持つておりますが、これをなくする、あるいは善導するといふことはひとりの警察の力だけではできないといふ点につきましてもおつしやるおりでございまして、政府といたしましてはそういう点に着目いたしまして、現在総理府に中央青少年問題協議会というやうなものがございまして、その責任者としては総務長官が各省各庁にまたがるいろいろな施策について総合的な推進をするということに相なつております。先般の風営法の審議の際にも、青少年問題協議会から出席をされまして、どの省ではどういふやうにしている、あの省ではどういふやうにしている、政府としてはそれをこういふやうに総合したといふやうな御発表があつたやうであります、その構成員であります私たちは、自分たちの分野における与えられた任務である犯罪捜査あるいは防止という点に全力

を尽くしますが、そのほかに教育としては文部省の系統で十分な配慮をする、あるいは厚生省の關係でも興行場なり風俗なりといふやうな点から十分のことをやるといふやうなことを説明をすれば、各省でいろいろのことを申すのでございませうけれども、それが十分行なわれていないといふやうなことから、非行青少年が非常に多いといふことは残念でございまして、そのうちの一部分が団体をなして青少年不良団といふやうな数として上がつてゐるものだと思います。そういうふうな御了承を願ひたいと思ひます。

○森田委員 そこでもう一つお伺ひしたいのは、戦争後犯罪傾向といふものはどの国でも起こる、これは世界的現象だといふことで、一応日本の国内に起こつた犯罪についても一通り弁解が成り立つたやうなのですが、アメリカ等は、最近はどうなんでしょう、フランス、西ドイツ、イギリス、アメリカ、イタリアあたり、この非行青少年に限つてのあれを聞いてゐるのですが、最近の傾向は、日本のこの傾向などと比べてどんな姿になつてゐるか、お調べになつた点がありましたら、ちょっとお伺ひしたい。

○江口政府委員 ここにその数字等の持ち合わせはございせんが、私たちが接触いたします同業者といひます、警察等に関係してゐるものに関しましては、自分の国でいふ一番問題になつてゐるのは何かといふときに、青少年問題であるといふことを言わない国は、文明国では一つもございせん。ただ東南アジア等の後進国から参られた方々はまだそんな段階じゃない。しかし青少年が悪いといふことは十分あるけれども、もっと切実な問題があるといふやうなことを言うのはあります。しかし、青少年はうまうまといひますと、あるいは一回も聞いたことはございせんやうな話は一回も聞いたことはございせんやうなところがあれば後刻御報告申し上げます。○森田委員 そこでもう一つ、これは少し内面的になる問題であります、人間像の問題であります。これは過般文部省からですか、何か諮問して

学者の間に日本人の理想像といふものはどういふものかといふので、人間像に関する答申が出たはずであります。これに對してはいろいろの方面から批判が出てゐることは御存じのとおりであります。そこで私、特に不良少年団、この団の中に入つてゐる人の間に、はたして倫理的反省といふものがあるだらうかといふことを平素考へておるものなんです。案外道義的なものなどの反省が足りない。そしてそのやつてゐること自体が、一つの英雄的なものだといふやうな間違つた少年理想像といひますか、まぼろしの理想像といふものにとらわれて、いい気持ちになつてやつておるといふ傾向がないのだらうかといふことを、心理学的な立場から、おもしろいテーマだから、この問題に對して警察庁なりあるいは犯罪心理学などを研究してゐる人の間から、何か結果が出てゐるのではあるまいかといふやうなことを疑問に思つておつたのですが、この辺に對しての警察庁でお調べの實情を、ひとつ結果が出ておりましたらお伺ひしておきたいと思ひます。

○大津政府委員 青少年の問題につきまして、非行グループに入つておられます者につきまして、私も非常に関心を持つておるわけでございまして、その際私どもが考へておられますことは、青少年の非行グループを解体させる。そしてそれがいい方向に各人が向いていくようにする、あるいはまたそのグループそのものが、いいほうに向いていくやうなことも必要ではないかといふやうなこと、関係の向きともいろいろ相談をいたしておりますし、また各都道府県警察におきましても、だんだんにその緒についておるわけでございしますが、ソシオメトリといふ方法を取り入れてまいつたわけでございまして、この方法は青少年の非行グループをとらえまして、その非行グループの中におけるA、B、C、D、E、ずつと何十人おりましたも、そういう者のうちで一番リーダー格になつてゐる者はだれか、その者とBとはどういふ結びつきか、Cはだれと一番仲がいいか、Dはむしろその圏外におつて何かあるときだけ出て

いくようなことであるのか、そういう少年の人間的な結びつきが、グループの中でどうなっているかということ、感情的な問題やいろいろな面から調べ、グループの中の青少年の個々の結びつきを調べてまいりますと、一番重要な役割りをしておるリーダーはだれであるか、またその影響を受ける者はだれか、それ以外の者はそれほどの役割りをしておらないというようなことが、おのずからグループとして出てくるわけでございます。その解明をソシオメトリーという方法を用いてやっております。一番おもな悪い少年は、これを家庭裁判所に送致をするというように、あるいは少年院送りなどの場合もありますし、いろいろな措置をしてみよう。あまりそういう影響を受けておらないような者につきましましてはグループそのものの全体をうまくついでいく方向でやってみよう。あるいはグループそのものが非常に悪いという場合には、グループそのものを解散するように学校あるいは地域の諸団体と協力してやってみよう。青少年がグループとして非行に走っていく傾向が非常に強いわけでございますので、そういう点からこれを食いついていく。そうしてそのグループがよくなつていくためには、よい遊びとかあるいはよい読みものを与える、あるいはいろいろな仕事を、学校その他と連絡いたしまして、それこそ理想的な人間像に向かって青少年が進めるような方向に、警察だけの力ではできませんけれども、警察としてもそういう方向で努力をしておるといふような状況でございます。

○森田委員 私の伺ひするのは、そういう点をお伺ひしたのじゃないんです。それはあたりまえです。あなたの方のお伺ひになつてゐる、どうして改過遷善せしむべきかという手段のお話だと思ふのであります。私の飛び離れた質問なものですから、あなた方は誤解なさつたのだらうと思ふのですが、私は聞いてゐることは、普通のたとへばあなた方が非行青少年の団体を調べる。そうすると大体現象的な面だけ調べるのです。警察の取り調べといふのは、大体刑法に触れるか触れないかということを中心に調べますからね。そのことを聞いてゐるのじゃない。日本人は暴力団の根柢に非常に悪いイデオロギーが——大前田英五郎、昔の俠客が必ずしうしろのほうにいて、そうしてそのときの時代に反抗したといふことで、反抗することそれ自体に一つの英雄感を持つて、そこに一つの快感を持つ。だから警察には悪いのだけれども、できるだけ警察には低姿勢で妥協するようなことが、そうして外に出ては一つの暴力行為をやつてゐる。しかし彼らは頭の中では、われわれは一つの英雄的な気持ちでやつてゐるのだという心理が、これを改過遷善させる上の非常に大事なポイントとなるので、この心理的洞察を欠いたのでは、外から幾ら押しつけてやつて、なぐつたつて、あるいは少年院に入れて長いこと置いたからといって、なかなか簡単に直らない。どうもいままでの少年院あるいは少年感化院あたりのやり方を見てみると、やはりそういう心理的洞察を欠いて、その英雄感が間違ひだといふことを、魂の入れかえをやる、人格転換をやるという方法を欠いてゐる。そこに科学的心理学の研究もしない外的なあるいは取り扱ひの欠点がある、私は平素こう考へてゐる。そこでどうしても警察のほうで、もしあなたの方のほうに学者の手があれば、グループの心理、団体心理いわゆる団体の中心をなしている者の英雄感、こういう間違ひた倫理観といふものはなかなか簡単に直せるものじゃないといふことを、強く研究しておくことが私は必要だと考へてゐる。はたしてそういうふうな研究をなさつておいてなるだらうか、あるいは学者の中に特殊な篤志家があつて、そうしてそういう犯罪心理学の、青少年の心理の動きはこうだといふ研究をした結果が出てゐるでしようかといふことを、一つの方法上の問題として、時間もないで、ぼつと一つ問題を出したものだから、ちよつとお答えにとまどつたのじゃないか。簡単です。そういう研究があるかないか、あるいはまた警察などでも、学者などに助成費でも出して、そ

ういふ方面の研究などさせてゐるかどうか、この点をお伺ひしておきたい、こういうことだったのです。

○大津政府委員 警察庁の科学警察研究所に防犯少年部というところがございまして、ここにはやはりそういう少年の非行原因あるいはそういう非行の心理といふようなことをいろいろな面から研究をいたしております。そういう意味で青少年がそういう集団グループに入つていく、あるいは暴力団にあこがれを感じて、むしろ英雄気どりで入つていくといふような面とか、そういう面につきましてもいろいろな事例について研究をいたしておりますが、そういうものをまとめて結論的にこうあるべきであるといふところまでいったものはまだ出ておりませんけれども、いろいろな面から研究をいたしております。

○森田委員 もう一点お伺ひしておきたい。それは、最近の映画など私もちよいちい行つて見るのですが、ほとんど暴力団の映画ですね。ビストルで幾ら撃つても死なない劇ばかり、どこかの映画館に行つてもやつてゐる。これがひとつの流行をなしてゐる。そこで、これも心理学の問題になるのですけれども、青少年の心理といふのは感受性が非常に敏感なんです。感覚でこれを受けて中核でいいか悪いかを判断して、そして外的にこれを表現する。これが心理の過程——感覚中核運動の弧といふ心理学の原則があるわけでございますが、これが人間の衝動的な表現、受け方なんです。われわれのようになつた者から見ると、これは仮説のものだといふことはすわわかるし、そんなばかげたことをやつてはいかぬといふことを考へなければ、青少年にはまだそういうような価値判断の中核心理といふものが形成されておりませんから、感覚中核をそのまま通つてすぐ行動に移る、これが青少年の衝動的な行為になるのだ、こう考へておる。そうすると、こういう暴力団中心の映画といふようなものから受ける影響といふものは決して軽視できないものがあると思へる。そこで、こういうものに対して一体どうやれ

ばいいかということになると、立法的にこれを禁止するといふわけにもいかぬ事情もあるでしょうし、いろいろありましようけれども、どういふような方法でこれとていまの犯罪関係を中断させるかといふことは、非常に大事な問題になると私は考へる。そこで、現在警察庁のほうでつておいでになるこれらの問題に対する方法といふか、おそらく最低限の方法で何か手を打つておいていふと思ひますが、その辺の事情をひとつお伺ひしたい。

○大津政府委員 映画の青少年に与える影響、これはいままでありました少年の非行の実態を調べてみまして、あの映画によつてヒントを得たとか、あの映画やテレビを見て衝動的にこうなつたといふような事例もございしますので、森田先生御指摘のような問題があるといふことは言へると思ひますが、その映画そのものをどういふふうにごさいますかといふことは非常にむずかしい問題でございまして、やはり自発的な改善を映画界がはかつていく、あるいはテレビその他につきましましては、番組の向上といふことで何らかの措置がとられるといふことも聞いておるわけでございますが、映画界につきましましては映画という組織がございまして、その映画の委員会できめておる映画倫理審査基準と申しますか、そういうものではない、非常にエロ的なものがあるのはグロ的なもの、残忍なもの、暴力的なもの、こういうシーンはいけな

考えておるわけでございます。

警察といたしましては、特にお話の暴力的なもの、残忍なものにつきましては、現在ちょっと取り締まりの法規というものはございません。非常にいいせつなものにつきましては、刑法の活用もございませうけれども、そうじゃないものにつきましては、ちょっと取り締まる法規もございませうので、そういう自発的な措置を望むという態勢でございます。

○森田委員 あと一点、これは私の意見になりますけれども、非行青少年の問題は先ほど申し上げたとおり、政府の総合政策になって、すみやかに対策を樹立しなければならぬ段階に追い込まれている。これをわが党でももう少しまとまった姿で筋を通し、総合性のこもったものをやらなければいかぬはずだ、こう思っておるのであります。が、今日までおくれしていることをむしろ与党として恥じているもの一人であります。しかし、白井さんが長官でやっているのだけれど、忙しいので、これをはっきりと実行面に打ち出すことには、時間も相当かかったりなんかするのであるまいかという点を心配するもの一人でございます。せっかく暴力団をこの際解消せしめようとして、非常な努力をなさっておいでの際には最大の敬意を表するもの一人でございますが、これはもっと積極的に各方面へ呼びかけて、一日も早くこの問題を解決していただきたい、これは私の希望であります。よろしくひとつお願い申し上げます。

○龜山委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

昭和四十年三月十三日印刷

昭和四十年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局